

令和6年第3回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 令和6年9月5日 午前10時00分 開会
午後 2時58分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪珪
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿古和彦	副 市 長	東 錦 也
教 育 長	椿本剛也	企 画 部 長	高垣倫浩
総 務 部 長	林本裕明	財 務 部 長	米田匡勝
市民生活部長	西川勝也	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	中井智恵
こども未来創造部長	葛本章子	教 育 部 長	勝眞由美
上下水道部長	井邑陽一		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	板橋行則	書	記	神橋秀幸	
書	記	岸田聖士	書	記	西邨さくら

6. 会議録署名議員 10番 谷原一安 12番 増田順弘

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

川村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、7番、吉村始議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

7番、吉村始議員。

吉村議員 皆さん、おはようございます。吉村始でございます。ただいま議長の許可を得まして、本日、朝一番の一般質問を行います。

今回は、予防接種後の副反応についてと葛城市の保育施策についてという2つの質問を行います。今回も議長のお許しを得まして、恒例のパネルを用いながら、質問の意図を分かりやすくお伝えできるように努めてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、これからの質問は質問席にて行います。

川村議長 吉村始議員。

吉村議員 では、最初の質問、予防接種後の副反応や後遺症などへの行政の対応についてお伺いをいたします。新型コロナワクチン接種後の副反応や後遺症については、コロナ禍において接種が始まった当時から市民の皆様の心配の声をいただいております。このことについて、私、令和3年の3月議会で新型コロナワクチンの副反応についてと題して、続く令和4年の12月議会では、新型コロナワクチンの小児や乳幼児への接種についてと題して一般質問を行いました。

今年、令和6年の秋から新型コロナウイルスの定期接種が始まる予定と聞いております。このタイミングで、先月8月28日に、博多華丸さん・大吉さんが司会されているNHK朝の情報番組あさイチで、知っておきたいワクチンと救済制度と題して、この制度で認定されれば、医療費などが給付される予防接種健康被害救済制度について放送されました。その番組によりますと、新型コロナワクチンは日本で延べ4億4,000万回接種されていて、予防接種健康被害救済制度には、これまでおよそ8,000件が認定されているということでありました。新型コロナワクチン接種の副反応による健康被害によって、今もなお大勢の方々が苦しんでいるという実情があります。番組内では、本当に必要な人が申請できていない現実があることが取材を通して見えてきたという旨の言及がありました。

ワクチン接種は、これは新型コロナワクチン接種に限りませんけれども、発症や入院のリスクを予防したり、減らしたりするという利益ももちろんあります。これと同時に、全体の頻度から見れば少ないのかもしれませんが、重い副反応がある危険性も指摘されてい

ます。実際に副反応のため生活に支障が生じたり、命に関わったりしておられる当事者の方からすれば、これは頻度の問題ではなく、容認できない問題であります。ワクチン接種が原因の健康被害に対する十分な救済が必要であります。今年秋からの定期接種に向けても、国、自治体ともに、副反応などワクチン接種の危険性についての正しい情報の提供が重要と考えます。

それでは質問をいたします。まず、予防接種健康被害救済制度とはどのようなものか、お伺いをいたします。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部の中井でございます。おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは答弁させていただきます。定期接種もしくは予防接種法に定める臨時接種を受けまして、予防接種の副反応により起こった健康被害は極めてまれであり、不可避免的に生じるもののため、接種に係る過失の有無に関わらず、予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を救済する制度となっております。予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合は、その健康被害が接種を受けることによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村を通じて国から給付が行われます。給付の種類といたしましては、医療機関で医療を受けた場合は、医療費及び医療手当が、障がいが残ってしまった場合は、障害児療育年金または障害年金が、亡くなられた場合は、葬祭料や死亡一時金、遺族年金などが設定されております。よろしくお願いいたします。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 新型コロナワクチンに関する予防接種健康被害救済制度の申請件数は、累計でこれまで何回あるんでしょうか。奈良県と葛城市それぞれの件数をお答え願います。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 新型コロナワクチンに関する申請件数につきましては、奈良県は、令和6年7月31日時点で154件という情報が出ております。葛城市におきましては、令和6年8月時点で4件となっております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 そのうち、実際に認定された件数は何件でしょうか。冒頭紹介しましたNHK番組のあさイチによれば、全国でおよそ8,000件ということでありましたけれども、こちらも奈良県、葛城市それぞれの件数をお答え願います。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 奈良県におきましては、認定が106件、否認が16件、結果待ち32件という情報が出ております。葛城市におきましては、令和6年8月時点で全件の4件が認定されております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 奈良県は154件申請があったうち、今のところ認定が106件ということですね。葛城市は全件4件の認定がされているということでもあります。

さて、予防接種健康被害救済制度の申請は自治体が窓口であります。葛城市は以前コロナ対策室がありましたけれども、担当職員などどのような体制であったのでしょうか。また、コロナ対策室解散後の現在はどのようになっていますでしょうか。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 まず、令和2年度から令和5年度までは、新型コロナウイルス対策室を設置いたしまして、感染予防対策業務、関係機関との連絡調整業務、新型コロナウイルス予防接種業務などを行ってまいりました。職員体制は、職員数は兼務職員を含みまして、令和2年度は9人と会計年度任用職員4人、令和3年度は職員9人と会計年度任用職員8人、令和4年度は職員7人と会計年度任用職員8人、令和5年度は職員17人と会計年度任用職員8人で業務に当たりました。また、それ以外にも予防接種においては、医師をはじめ多くの医療職の皆様に業務をお願いいたしまして、また、新型コロナウイルス対策室以外の職員につきましても、集団予防接種会場においては応援業務を行っておりました。令和6年度からは健康増進課におきまして、引き続き新型コロナウイルス対策に対する業務を行っております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 報道などによりますと、予防接種健康被害救済制度は、申請から認定までに1年にかかる上、症状が重ければ重い人ほど申請が複雑で困難になるという問題を抱えています。今、窓口は健康増進課ということでありますけれども、原課におかれましては、今後もぜひ申請される市民に寄り添った丁寧な対応をお願いしたいと思います。

次に、厚生労働省が予防接種法に基づいて医療機関や医師などに依頼している、いわゆる副反応疑い報告とはどのようなもののでしょうか。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 まず、副反応疑い報告についてであります。こちらのほうは予防接種法第12条に定められておりまして、予防接種を受けたことによって、予防接種法施行規則第5条に定める報告すべき症状に該当する症状が判断された場合、医師は、厚生労働大臣に報告するものとされているものでございます。報告の目的は、予防接種後に生じる種々の身体的反応や副反応疑いについて情報を収集することができ、また、ワクチンの安全性の評価、管理や、医療従事者や国民の皆様への情報提供に役立てるものです。報告基準として設定されている報告すべき症状につきましては、ワクチンとの関係によらず、報告基準に定められた接種後の発生までの時間以内に発生した場合が報告の対象となっております。例えば、アナフィラキシーにつきましては、ワクチンとの関係によらず、接種後4時間以内に発生した場合が報告の対象となっております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 パネルを出します。このパネルは厚生労働省のインターネットサイトからダウンロードしたもののなんですが、予防接種後副反応疑い報告書というものの様式の1つをダウンロードして拡大をしたものであります。上から順番に記入項目を紹介いたします。

まず、予防接種法上のいわゆる定期接種なのか臨時接種なのか、あるいは任意接種なのか、接種の種類について、それからあと患者、実際に接種された方の個人情報、それから報告者、

医師である場合、薬剤師である場合、看護師である場合がありますけれども、その報告者の情報、接種場所、それからあとワクチンの種類、ロット番号などもここに書き込みます。あと接種の状況、当日、例えば体温何度ありましたかというようなことですね。それから症状の概要、症状の概要につきましては、ここ、これ、書くところ結構多いんですけども、中身についてどういった症状があったのかと、それに対してどのような薬を投薬したとかそういうふうなことを書きます。それから、症状の程度、重かったのか軽かったのか。あと、症状の転帰というのが下のところにあります。転帰といってもウェザーの天気ではありませんでして、これは医療用語です。転帰というのはころっと転ぶ、それからおうちに帰るの帰るで転帰と書いて「てんき」と読みますけれども、副反応疑い報告の疾患、けがなどの治療における症状の経過、それから、ある一時点での結果、これを医療用語で転帰と呼ぶそうであります。それから、報告者の意見、そして報告回数について書かれています。

さて、では葛城市の副反応疑い報告は何件ありましたでしょうか。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 葛城市における副反応疑いの報告は、令和6年8月時点で15件となっております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 先ほども触れましたけれども、医療用語で転帰という言葉があります。これは、先ほど申しましたように、副反応疑い報告の疾患、けがなどの治療における症状の経過とか、ある一時点での結果のことをいうそうでありますけれども、副反応疑い報告における転帰の内訳はどのようなになっていますでしょうか。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 転帰の内訳につきましては、葛城市情報公開条例第6条第2号に基づきまして、非開示と決定しておりますので、回答は差し控えさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 このパネルを出します。葛城市の、先ほど申しました副反応疑い報告で、実際に市民の方が請求をされまして、葛城市に対して開示請求されたものをそのままこちらに持ってきて、拡大コピーします。それははばかれますので、文言は私が架空のものにしたイメージであります。分かりやすく、黒塗りの部分につきましては青色に、それから文字は赤色にして書いています。本当は全部真っ黒なんですけども、黒塗りの部分、青で示しておりますが、この部分については、市が出されたそのままであります。ご答弁にありましたとおり、転帰の箇所は黒塗りになっております。そして、これが、堺市のものを私入手いたしました。そうすると、葛城市と比較して、開示しているところがすごく多いんですね。例えば、接種時の年齢というところを見ましたら、ちゃんときちっと50歳とか書いています。葛城市はなぜか、何歳何か月の何か月だけが開示されていて、堺市のほうは何歳のほうは開示されていて、何か月は書いていないです。それからあと、ワクチンのロット番号、これ例えば、副反応があったときに、どのロット番号に集中しているとか、そういった情報とか大事になりますので、ロット番号というのは堺市では公開をしております。それから接種日、それから

発生日時、堺市は開示、葛城市は非開示になっています。それから、症状の概要につきましても、堺市は開示されております。症状の転帰、これも、例えば、何年何月何日に回復したとかそういったことが書かれている。それから報告者の意見も、これは堺市では開示をされているという形になっております。

この、今し方、お見せしたように、堺市の例では葛城市で黒塗りにされているところが問題ないということで開示されております。また、先月 8 月 29 日に、堺市議会でもコロナワクチンの副反応に対する一般質問が行われていたんですね。私はインターネット中継で視聴しておりましたが、その際も、私が作成した、これはもうはばかれると、私が実際のものじゃなくてイメージをつくってきたんですけれども、これはもう本当に実物を議会で使用されると、掲出されておりました。堺市では情報開示されているものが葛城市では開示不可となっております。このことに対して、葛城市の情報開示が不十分ではないんかというふうに指摘される市民の声も聞いております。葛城市での情報公開の基準と黒塗りの理由について伺いをいたします。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 まず、個人に関する情報であって、開示されることにより特定の個人が識別されるおそれがあるものは、非開示となっております。本市における新型コロナワクチン接種の集団接種及び診療所等での接種におきましては、1 日における接種者数が数人程度の日もあり、30 分で接種者数が 1 人のみという時間もありました。このような状況におきまして、厚生労働省が公表しております年齢、性別、接種日、発生日、因果関係、重篤度、転帰日、転帰内容を同じように開示すると、情報連結することによりまして、副反応が発生した個人を特定できるなどのおそれがあると考えられるために、葛城市情報公開条例第 6 条第 2 号及び第 3 号に基づきまして、非開示と決定しております。よろしくお願いいたします。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 今し方ご答弁いただきましたけれども、おっしゃるとおり、個人のプライバシー保護というのは重要なことでありまして、開示する情報に慎重になっておられるということについては、理解はできるものであります。しかし、今し方おっしゃいました葛城市情報公開条例第 6 条の条文の中に、人の生命、身体、健康、生活または財産を保護するため、開示をすることが公益上必要であると認められる情報については、個人に関する情報であっても、これもちろんプライバシー保護には配慮した上でということではありますが、開示しなさいという旨のことが書いてあると、これ私、条文に当たりましたが、きちっとそのように読めるわけであります。副反応疑い報告の情報というのは、これから市民が予防接種するかどうかを自己判断するための大切な情報であると思います。

例えば、お隣の香芝市のホームページでも、香芝市の副反応疑い報告状況と題して、男女別の副反応疑い報告件数、そして、年代別の副反応疑い報告件数、それから、特に症状別の副反応疑い報告件数について、例えば、血管迷走神経反射による症状何件とか、アレルギー症状何件というように、きちっと症状が、葛城市では開示されませんでしたけれども、そういった情報が香芝市ではしっかりと公開されております。これから定期接種を検討される

方々に対しても、自治体が情報提供を行い、市民がご自身で身を守ってもらうための判断材料を届ける、自治体が届けるということが重要ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 お願いいたします。今までの予防接種に関しましては、接種券送付時などに副反応の出現率などを含め、厚生労働省が発出しておりますリーフレットなどを使用して、周知しております。また、今年度から、新型コロナウイルス感染症予防接種につきましては、定期接種B類となったため、ほかの予防接種と足並みをそろえて周知してまいります。

市民が接種するかどうかを決める大切な情報という観点から言いますと、葛城市という人口規模ではなく、全国的な数値のほうが、より情報としては必要かと考えます。そういうことも踏まえまして、葛城市のホームページや広報において、厚生労働省の情報を見ていただけるような案内をさせてもらうよう予定をしております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 葛城市は、政令市の堺市のみならず、お隣の香芝市と比べても、自治体の規模が小さいから、個人が特定されないように、プライバシー保護についてより慎重であるという理由を伺いましたけれども、これから接種を検討される方々の判断材料をしっかりと提供をすること、これはもう自治体の責務、行政の責務であると考えます。

さて、冒頭に述べましたとおり、定期接種が今年の10月から開始予定であります。令和6年4月から新型コロナウイルスワクチン接種は、臨時接種から定期接種に変わり、死亡や障がいへの補償なども変わりました。そのことは情報提供されていますでしょうか。また、10月からの定期接種に向けて、広報や接種券に情報を同封して提供してほしいと考えるものでありますけれども、いかがでしょうか。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 まず、今回、定期予防接種につきましては、A類疾病とB類疾病に分類されることになります。A類疾病とは、発病すると重症化したり、後遺症を残す病気の予防及び集団予防に重点を置き、接種の努力義務が課せられているもので、接種費用は全額を市が負担いたします。主な予防接種といたしましては、BCG、ヒブ、小児用肺炎球菌、4種混合、日本脳炎、子宮頸がんワクチンなどがございます。B類疾病とは、個人の発病または重症化の予防に重点を置き、本人が接種を希望する場合に実施されるもので、接種の努力義務は課せられておりません。費用につきましては、一部を市が負担し、個人負担もお願いするものでございます。主な予防接種といたしましては、高齢者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌などがありまして、このB類疾病に高齢者用新型コロナウイルスも加わりました。

今後は、新型コロナウイルス感染症予防接種については、B類の定期接種に変更になることから、予防接種後健康被害救済制度における給付額につきまして、障害年金や死亡一時金などの金額が変更になる部分がございます。また今後は、接種の努力義務や個別勧奨の必要性がなくなり、従来の高齢者インフルエンザ予防接種と同様の接種形態となります。これらの情報につきましても、定期接種は10月からの開始予定のため、それに併せて情報提供を進

めていく予定でございます。よろしくお願いいたします。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 何度も申し上げますけれども、市民が利益と危険性を見極めて、予防接種を受けるか受けないか自己判断するために、自治体が必要な情報を届けることは重要なことと考えます。情報提供をより進めていただきますよう、引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、葛城市の保育施策についてお伺いをいたします。市は、もともと令和2年の当初予算で保育施設整備計画委託料を計上して、外部委託して、保育施設整備計画をつくるとしていたものの、その予算は一切使われることなく、職員で葛城市における子育て施策案についてを作成されました。市として、これを実質的な保育施設整備計画とされたと私は認識しております。保育施設の整備には、場合によりましては、何億、何十億という多額の費用がかかるため、最初に先を見越した計画をしっかりと立てる必要があると考えます。当然、計画の目的とその手段とを明確にしなければなりません。計画がしっかりしていて、かつ着実に実行できていれば、専門業者に外部委託しようが、職員でつくろうが問題ないと思うのもでありますけれども、今回の質問では、市の職員でつくられた保育施設の整備計画が十分なものであったのか、それを実行するに当たって問題がなかったのか。所管の厚生文教常任委員会はじめ、予算・決算特別委員会でも議論はされたことでありますけれども、議場において改めてお伺いするものであります。

また、今年、令和6年4月から葛城市では第2子以降の保育無償化が実施されました。この施策そのものについては、子育て世帯の負担を軽減するものでありまして、これ評価できますけれども、保育施策全体から見て、本当に市民が安心できるものとなっているのか、どのような計画を立てておられるのかについてもお答え願いたいと思います。

その上で、最後に市長に市の保育施策に関わって幾つかお伺いをいたします。

まず、令和2年の当初予算で保育施設整備計画委託料715万円が計上されていたものの、一切消化されず、決算書にも上がっていないことが、令和3年9月に開催されました決算特別委員会で指摘されました。この保育施設整備計画委託料715万円とは、どのような目的、内容の予算として計上されたのでしょうか。

川村議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 おはようございます。こども未来創造部、葛本でございます。よろしくお願いいたします。

令和2年3月議会におきまして、当時、公立保育所3園のうち、磐城第1保育所、當麻第1保育所につきましては、築四十数年が過ぎ、老朽化が進む中で、公立保育所の今後の在り方を地域性や場所、形態、どのようなものがふさわしいのか、民間の力を借りるのかなど、様々な要素を検討するため、今後の指針となるものを作成するための費用として計上されたものでございます。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 結局、保育施設整備計画委託料は使われなかったと私、認識しておりますけれども、その認識でよろしいのでしょうか。その認識が正しければ、予算を使わなかった理由は何でしょう

か。

川村議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 令和3年9月の決算特別委員会で、保育施設整備計画委託料が未執行であったことに対しまして、次のとおり答弁しております。磐城第1保育所及び當麻第1保育所の老朽化に伴い、保育施設の統合や民間活用を含めた効率的な施設整備の検討を行うための費用として予算計上させていただきましたが、コロナ禍における対応を最優先に行う中、待機児童の対策を考慮して、設備整備を考えていかなければならないという新たな要素が加わり、早急に対応策を考える必要がある中で、葛城市の状況を一番よく分かっている職員自ら、計画的にスピード感を持って当たるのが望ましいとの判断により、葛城市における子育て施策案を作成したと答弁しております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 保育施設整備計画に代わる資料として、市職員で、今し方ご答弁ありましたこれ、葛城市における子育て施策案について、これを作成され、令和3年6月に厚生文教常任委員会協議会でお示しになったと私は認識をしております。当初予算で計上された予算額715万円は、職員だけで積算されたんでしょうか。それとも、業者に見積りを取るなどして計上されたのでしょうか。いずれにせよ、予算額の積算の根拠をお示し願います。

川村議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 当初予算計上した金額につきましては、民間業者のノウハウと資金を活用し、より高いサービスや経済性を実現する公共施設整備を提案いただくため、コンサルタント事業者からの見積りを基に予算計上しています。内容は、1、条件整理、2、将来園児数の推計、3、事例調査、4、市場調査、5、職員の意向調査、6、関係各課ヒアリング、7、私立保育所の在り方検討、8、庁舎内会議検討支援、9、報告書作成、10、打合せ協議を基に積算されており、行政内部で検討する内容がメインとなる旨の記載がございました。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 当初予算715万円は、コンサルタント事業者の見積りを基に、今し方おっしゃいましたように、条件整理とか将来園児の数の推計とか事例調査とか、10個の項目を基に積算されたということであります。

さて、職員で作成されたのが、葛城市における子育て施策案という資料でありますけれども、行政としたら、これをもって所期の目的である保育施設整備計画策定が達成されたと考えておられるのでしょうか。

川村議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 令和3年6月の厚生文教常任委員会協議会で、葛城市における子育て施策案についてお示ししました以降、当初の内容から、その時々最善と思われる方法を取り入れるべく、厚生文教常任委員会協議会等において状況を説明し、議論いただきながら、令和3年12月の厚生文教常任委員会において改訂版をお示ししています。

1つ目は、待機児童の解消として、小規模保育所を公募し、令和4年度に開所し、磐城幼稚園を認定こども園化すること。

2つ目は、築後約45年の老朽化した2つの保育施設を整備する内容で、磐城第1保育所については、磐城認定こども園に移行し、當麻第1保育所については、民設民営の幼保連携型認定こども園に移行する内容でした。

現在の姿と見比べますと、令和4年度には小規模保育所である新庄せいかナーサリー、アートチャイルドケア奈良葛城保育園が開園し、令和4年度からは磐城幼稚園が認定こども園化しました。また、令和6年3月末には磐城第1保育所を閉鎖し、4月に磐城認定こども園と統合し、新たなスタートを切りました。4月開園はかないませんでした、5月には當麻地区に民間の力をお借りし、社会福祉法人裕愛会當麻せいか子ども園も開園できたことから、一定の成果があったと考えております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 行政としては、一定の成果があったというふうに考えられているということであります。

引き続き葛城市における子育て施策案という資料、これの中身についてお伺いをいたします。17ページに、認定こども園、括弧つきで、磐城幼稚園というのが記載がございます。この磐城認定こども園舎内にある相談室と倉庫を周辺を改装する形で、園舎内に調理設備を設置するとの記載があります。しかし、実際には後に、自園調理棟を別棟で建設しまして、令和6年度から稼働をしています。保育施設整備計画が策定された時点で、現在のような自園調理棟を最初から計画して建設していれば、一度園舎内に調理設備を設置することなく、費用も安く済んだんじゃないかなというふうに拝察するわけですが、実際は二度手間となりました。自園調理設備の検討と実際の整備の経緯についてお伺いをいたします。

川村議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 磐城幼稚園に空き教室があったことから、議会より、こども園にして保育ニーズの子どもを受け入れてはどうかというご提案がございました。そのご提案を受け、スピード感を持ってこども園開園を目指す、具体的には、令和4年4月の開園を目標に、1年弱の準備期間で、こども園の開園を目指しました。そのため、建設に期間を要する自園調理施設は、本格的に0歳から2歳児の受入れを開始する時期に着手することとして、まずは0歳から2歳児の受入れを19人までとすることで、自園調理施設がなくても調理設備を整備することで、幼保連携型こども園の認可を得ることが可能であることから、園舎内の一部を調理施設に改築したものです。自園調理施設が整備された現在は、0歳児の粉ミルクを溶かしてミルクを作るための調乳室として利用しております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 今のご答弁で、中に造った調理施設についても使っているというふうなご答弁がありました。

同じく、葛城市における子育て施策案という資料につきまして、当時の磐城第1保育所と當麻第1保育所については、耐震の問題があり、耐震補強が必要とあるのみであります。この資料ですね。しかし、半年後に開催されました令和3年12月の厚生文教常任委員会では、先ほどのご答弁では、改訂版をお示ししたというふうにおっしゃいましたけれども、磐城第1保育所については、磐城認定こども園に移行と、それから當麻第1保育所についても、民

設民営の幼保連携型認定こども園に移行するというふうに説明が変わっておりました。なぜこのような大きな方針転換がこのような短期間に行われたのか、経緯をお伺いいたします。

川村議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 平成30年から令和元年にかけまして、老朽化した磐城第1保育所と當麻第1保育所の耐震診断を行い、結果は耐震補強が必要となりました。当時の保育施設の整備案として、1案は、磐城第1保育所は別の場所で建て替え、當麻第1保育所については、耐震補強するか建て替える。2案が、磐城第1保育所と當麻第1保育所を一本化し、當麻第1保育所敷地内において既存施設の耐震補強と増築を行うか、建替えと同時にこども園化を検討する。3案は、磐城第1保育所と當麻第1保育所をこども園として民営化して一本化するとなっておりました。令和3年8月に行った磐城第1保育所、當麻第1保育所のサウンディング調査におきまして、磐城第1保育所を磐城認定こども園に統合し、當麻第1保育所は民間の認定こども園に移行する提案がございました。また、令和3年10月の保育所、認定こども園等の入園児募集で、磐城認定こども園を希望される園児数の伸びが少なく、試算では、磐城第1保育所の園児を磐城認定こども園で収納が可能であると判断できました。これらを踏まえまして、待機児童の解消は当時大きな課題でありましたことから、磐城第1保育所を磐城認定こども園に統合し、さらに、後に来ていただく民間のこども園には、當麻第1保育所の定員以上の人数の受入れをお願いすることが、待機児童の解消により効果的であると判断したため、その当時、最善である方法を選択させていただきました。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 これまでいろいろと伺ってまいりましたけれども、その時々で最善の策というふうにおっしゃいますが、対応されてきたということについては理解はいたしますけれども、715万円を予算計上された令和2年3月の時点で、例えば、新型コロナウイルス感染症の問題とか、それからあと、消費税率アップに伴う保育無償化など、こういったことはもう既に分かっていたわけでありまして。状況が変わったというふうなことでもないわけでありまして。冒頭述べましたように、もし、葛城市における子育て施策案が実質的な施設整備計画であったならというふうにおっしゃるということであれば、多額の費用がかかる公共施設の整備について、このような大きな変更があるというのは、私、行き当たりばったりで、おかしいと考えるものであります。令和2年度の当初予算にあったように、保育施設整備計画委託料715万円が議会の議決も経て、これ計上されているわけでありまして。なので、保育施設に精通した専門業者にきちんとこの委託料を使って委託すべきであったと私は考えるものでありますけれども、いかがでしょうか。

川村議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 ここ数年、異次元の少子化対策という言葉が頻繁に耳にするように、子どもに対する施策は大きく変化しています。こども家庭庁が発足したこともまた一つの表れで、葛城市におきましても、将来を担う子どもたちを思う気持ちにいささかも変わりはありません。先ほども申しましたが、行政として、そのときの最善の策を見つけ出し、対応してまいりました。保育施設整備計画委託料715万円が議決も経て計上されていたのだから、専

門業者に委託すべきであったとのご指摘は、予算計上し、ご同意いただいた経緯からも真摯に受け止めたいと思いますが、今回、専門業者に委託した場合の結果と自作の結果を比べることは不可能ですので、お答えは控えさせていただきたいと思います。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 今し方、今回、専門業者に委託した場合の結果と、それから自作の結果を比べるのは不可能とおっしゃいましたが、これおかしくないでしょうか。当初、予算を計上する際に、条件整理とか、それから将来園児の推計とか、事例調査など10項目を挙げて積算したわけでしょう。それらを1つ1つを突き合わせて、その項目が達成されているのか、達成されていないのか、そういった作業をすれば、これ達成できたのかどうか、あるいは足りなかったのかということは分かったかと思うんですけれども、それら作業というのは、最低限、私、行政としてすべき作業ではないかなというふうに思うものであります。

さて、今年、令和6年4月から、葛城市では、生計を同一とする子どもを全てカウントし、子どもの年齢や世帯の所得に関係なく、第2子以降の保育料が無償となりました。この制度そのものの自体はよい施策であると評価するものであります。これ、単体を取り上げますとですね。しかし、これを導入するに当たっては、この施策によって増えることが予想される児童を受け入れる施設の整備や、また、特に保育士の先生など、人的な検討は計画的になされている、これが必要であり、これが前提であると思います。

また、令和3年6月に示されました葛城市における子育て施策案、何度もこれ申し上げていますが、ここでは、待機児童の解消が最重要課題というふうにされていたわけですが、現在の待機児童の状況はどのようになっていますでしょうか。

川村議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 令和6年8月1日時点の待機児童数は、0歳児4人、1歳児3人、2歳児5人、3歳児2人の合計14人で、うち特定の保育所等を希望されている特定待機は、0歳児4人、1歳児3人、2歳児4人、3歳児1人の合計12人となっております。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 待機児童の解消はまだできていないということであります。待機児童の問題については、当然これ4月の時点だけでなく、年度中に誕生されるお子さんもいらっしゃるわけですから、その数も事前に把握して、それも含めて対応しなければなりません。そのような問題の解決も含めて、市として今後市民が安心できる保育施策の計画というのは、これ果たして立てていらっしゃるのでしょうか。お答え願います。

川村議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 令和6年4月1日時点の特定待機を除く待機児童数は10名、特定待機は23名となりましたが、當麻せい子ども園の開園により、5月1日の時点の特定待機を除く待機児童数は2名、特定待機は14名となりました。2名の待機児童は医療的ケアを必要とする児童で、看護師や加配に必要となる保育士の手配が難しく、待機となっております。特定待機の14人については、入所できる施設があるけれども、特定の施設のみを希望しているなどの理由から、保育所などに入所できない特定待機となっております。ご指摘のように、年度途

中に誕生されるお子様の受入れを見込むことも必要ではありますが、施設の受皿確保に向けては前進したと捉えております。また、今後の保育施策については、ソフト面である保育環境の充実に向け、その時々、最善の策を見つけ出し、対応してまいりたいと思います。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 その時々、担当者が、その時々、待機児童のことも含めても、対応を頑張ってもらっているということは当然理解はしております。その時々で最善策というふうなことで頑張ってもらっていることは理解するんですが、その時々というふうなこと、その時々というんじゃないで、私とすれば、保育施設を取り巻く環境については、これ、先ほど申しましたけど、最初からこれ分かっていたわけですよ。令和2年度以降に急に変わったわけでもなかったわけですよ。最初からしっかりと計画を立てて、それに従って遂行すべきではなかったというふうに申し上げているものであります。

ということで、最後に市長にお尋ねをいたします。お伺いしたい点は4つあるんですけれども、まとめて聞きますとほかの方も分かりにくいと思いますので、2回に分けてお伺いをしたいと思います。先に3つお伺いをいたします。

まず1つ目、これまでの保育施設整備計画とその遂行について、市長ご自身の評価はいかがでしょうか。

2つ目、今年、令和6年4月から葛城市で第2子以降の無償化が実施される中で、先ほども申しましたまだ待機児童の解消がなされていない現状があります。それについては、どのようにお考えでしょうか。

3つ目です。これ私、あちらこちらから聞くんですけれども、自園調理施設について、保育所長や認定こども園長が保育行政に精通していたら、自園調理施設が最初から必要であったということは当然理解していたはずであると。トップが現場を分かっていたから、それが原因じゃないかという批判の声を議会でも保育関係者から複数聞くんですが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 3つとも一遍に答えないといけないので、あれですけども、保育行政というのは、国の政策によってかなり変化をしているということがあります。ここ数年、こどもまんなかという政策の下にいろんな変化がございますので、それに対しての対応を各自治体は早急にする必要があるという形で、非常に時間的に追われた中での整備をしております。それと、葛城市におきましては、ありがたいことに若い世代が非常に増えてきていたということと、平成30年に消費税が8%から10%に変わるに当たって、保育料の無償化の話が出てきて、幼稚園需要と保育需要が非常に変化をした、そのことに対する早急な対応が求められたというところがございました。ですので、これは、この状況の中では最善の策を取れたと私は判断をしているところでございます。

ご指摘の第2子以降の無償化が実施される中で待機児童の解消がなされていない現状があるがとおっしゃっておりますが、先ほど部長のほうから説明がありましたように、待機児童14名のうち、12名は特定待機でございます。決して、その枠がないわけではございません

が、どうしても近くだとか、仕事場の近くですとかいろんな理由がある中で、待機をさせていただいている状態である。それとあと2名の方は、医療的な問題があつての待機ということでございますので、かなりの部分、従前の待機児童の数からは少なくなり、ほぼ、まだ不足はしますが、現状の待機児童の対応は順調に進んでいると考えておるところでございます。

それともう一つあれですな、自園調理のシステムですけども、これは実は2段階に分けた整備の仕方になりました。といいますのが、葛城市が保育行政の中で一番ネックになったのが、正直なことを申しまして、先に磐城幼稚園、新庄幼稚園もやったんですけども、その後に磐城幼稚園の開園をしたんですけど、それが文部科学省の予算の中で300人規模の幼稚園を建設をしたというところでございます。ですので、その時点では今の消費税の変更による保育需要と幼稚園需要の変化は見込めませんでした。ですので、それを有効活用、当然開園しますと、余分な空間といいますか、幼稚園需要が少なくなりましたので、空間的には非常に余りました。ですので、それを有効活用できないのかという中で、補助金を文部科学省でいただいておりますので、それをいかに認定こども園化し、補助金を返さないでそれを利用できるのかというところに踏み込んだ対応になりました。ですので、1段階といたしましては、一旦認定こども園化し、認可をもらい、それから再度、磐城第1保育所との統合という2段階のシステムになってしまいました。ですので、時間的に非常にタイトな中での作業でございましたので、議員ご指摘の部分は確かにあるのかなとは思いますが、現状といたしましては、行政が取れる、子どもたち、もしくは保護者の皆様方に対して最善の時間的に短い対応の中で、させていただけたのかなと考えておるところでございます。

以上でございます。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 市長おっしゃったように、まず磐城幼稚園につきまして、最初、幼稚園で建設中になっていたので、その後で認定こども園化というのはあります。ただ、私の質問の趣旨は、令和2年の3月の予算のときに、このときに、まずこういった予算をしっかりと立てるため、こういう計画を立てるための予算化がされていたにもかかわらず、それを執行しないで、結局、結果的に、いろいろな条件があつたかもしれませんが、場当たり的になってしまったといったことであります。この指摘についてはしっかりと、市長、お受け止めいただきたいと思います。その時々で、職員の皆さんが頑張ってもらったという、これはもう理解はしております。

それで、もう今、ミニ開発で、若い人口は増えているわけでありまして。待機児童の解消はやはりできていないんです。先ほど市長がおっしゃったような事情というのは私も存じております。しかし、現場の声を市長、聞いていただきたいと思うんですが、やっぱり保育士が増えない中で、やっぱり通常もよりも、公立もそれから私立も多くの児童を受け入れて、引き受けてくださっていて、現場は疲弊している、困っているというふうな声も聞いております。なので、やはりもっと余裕を持ったというか、計画的なそういったことが、私は必要だったのではないかというふうに思うのであります。

さて、4つ目の質問に入りますけれども、今年の3月議会の厚生文教常任委員会で、葛

城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについて議案が上げられ、審査いたしました。午後4時以降、また午後6時30分以降の長時間になる場合も含めて利用料を定めていましたが、当時の条例では、今はもう改正されていますが、保育料が0円の場合は、延長保育料も0円となる内容となっていました。延長保育料が0円の世帯については、生活保護世帯や市町村民税の非課税世帯等を対象としているわけですが、現行の条例のままだと、3歳児から5歳までの保育料無償化対象の延長保育料が徴収できない状態となっていたり、今後、第2子の無償化を行った場合も、延長保育料を徴収できない状態となっていたりしたわけですね。そして現在、もう改正はされまして、本来、延長保育料の対象と想定している世帯である生活保護世帯や、市町村民税非課税世帯等以外からは、延長保育料をいただけるように条例の一部改正、これ既になされております。これにつきましては、市長も、厚生文教常任委員会の席で、本来であれば、延長保育等はいただくという形の条例にしておくべきところが、読み違いがあつて抜けてしまったままになっていたというふうに説明をされました。そのため、結果、条例に反して85万円の誤徴収があつたということであつたと理解しているものであります。この問題につきまして、あれから調査が、また行政内部で進んでいるのかもしれませんが、現時点での市長の見解をお伺いいたします。また、責任の所在については、どのようにお考えでしょうか。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 まず、現時点では、85万円の返金というのは順調に進んでいると聞いております。それ以外の部分につきましては、令和6年3月15日の予算特別委員会におきましての議論におきまして、幾度となく答弁をしておりますので、同じことでございます。

以上でございます。

川村議長 吉村議員。

吉村議員 いろんな議員の意見等もございますけれども、5年間、間違つたといいますか、結果的にお金を返還するという形になってしまったということで、この条例自体が誤っていて、気づかなかつたがために予算を計上し続けてきたということだったというふうに考えております。私は、人間は誰しもミスを犯すもので、特定の誰かを責めるのは違うというふうに思っておりますけれども、例えば法令審査会等もあつて、誰かが間違えても、しっかりとリカバリーできるようなシステムがあれば、行政としてはこういうことのほうが私は大事だというふうに考えるものであります。

また、これ本来、市長、収入として入るべき予算を誤徴収として、これ返還しています。今順調に返還していますというふうに市長おっしゃいましたけれども、これは、条例が間違っていたがために、市に損害を与えられたというふうに考えられるわけでありまして。市が弁護士に聞かれて、お二人の弁護士に聞かれたというふうに聞いていますけれども、弁護士は、市に損害を与えていないとの見解を出されたみたいなことを聞いておりますけれども、弁護士も、市が依頼者ですから、その意向を酌んで仕事をする以上、その見解が本当に正しいのか、必ずしも正しいとは言えないというふうに考えております。また、市長、いつも公平性、

公平性というふうにおっしゃいますけれども、市民は公平にサービスを提供しなきゃいけないとおっしゃいますけれども、徴収する時期としない時期が、これ同じことの同じサービスになってあるというのは、これは公平性にも欠けるものであるというふうに考えております。

そして、この令和6年の予算特別委員会である議員が、委員長にお願いしたいというふうなことで、議会の権限として、議会の議決によって監査を求めることができるというふうなこと、これ監査委員に議会のほうから監査を求めることができるというふうに発言がありまして、当時、藤井本予算特別委員長でしたが、その件につきましては議長に申入れを行いますというふうに回答されています。その後、私、議長に伺いましたら、そのことにつきましては、既に理事者に対して申し入れて、ただいま返事待ちというふうなことを伺っております。これは、やっぱり大事なことににつきまして、私のほうから改めて、議会から監査請求すべきであるというふうなこと、これ議長、私のほうからも再度、申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

ということで、これは、85万円の金額の多寡に関わらず、これは重要な問題というふうには私考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上で一般質問を終わります。

川村議長 吉村始議員の発言を終結いたします。

次に、5番、杉本訓規議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

5番、杉本訓規議員。

杉本議員 皆様、改めまして、おはようございます。日本維新の会の杉本訓規でございます。議長の御許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

私からは、子育てしやすいまちづくりについてを今回テーマとして質問させていただきます。

質問席にて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

川村議長 杉本訓規議員。

杉本議員 それでは、よろしくお願いいたします。子育てしやすいまちづくりについてと題していますが、今回は要望なり見直しなり、僕が議員をやらせていただいている、気がついたこととか細かいことが積み重なってきて、優先的に細かいことですが、こうしたらいいんじゃないのとか、見直してくださいよとかというのを一気にやろうと思います。だから、テーマとは離れるわけでもないんですけど、いろんなことがあると思って聞いていただきたいと思います。最後に市長にまとめて、ピックアップして答えていただいたらいいなと思います。

まず、葛城市の人口は、昨日も、西川議員からのいろんな話でもあったと思うんですけど、今どういう状況なのか、改めてお聞きしたいと思います。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、人口につきましては、令和3年4月1日におきましては、男1万8,109人、女1万9,522人、合計3万7,631人、令和4年4月1日におきましては、男1万8,095人、女1万

9,556人、合計3万7,651人、令和5年4月1日、男1万8,191人、女1万9,621人、合計3万7,812人、令和6年4月1日、男1万8,189人、女1万9,653人、合計3万7,842人、令和3年から令和4年には20人の増加、令和4年から令和5年について161人の増加、令和5年から令和6年については30人の増加となっております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 全日本的には人口が減っている中、葛城市は微増というか現状維持というか、それはすばらしいことやと思うんです。ただ、昨日も西川議員からもあったと思うんですけど、僕の考えも全く同じで、例えば他市に住まれている方が結婚なさられて、子ども生まれて、家買いましようかとなったときに、葛城にぽんと引っ越してくる。3人とか4人とか一気にぽんって人口が増えるわけですね。その理論やと基本的には思っています。でも、その方々が言うのは、やっぱり子育てしやすい、教育に力を入れている葛城市やから来た、水道料金が安いから来たという声が大きいかから、それは、今やられている施策が成功していると思っております。ただ、やっぱり他市から、例えば高田市とか香芝市とか御所市とかから来られたら、前はこうやったのにとという方が多いんですよ。それを今回いろいろまとめて発表させていただきたいと思います。

次に、そうやって引っ越してこられた方々が多いのは、それはありがたいんですけども、葛城市に来られた方で子どもを産んだ方というか、出生数ですね。今、近年どうなっているかお答え願います。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 お答えさせていただきます。令和元年度は302人、令和2年度は270人、令和3年度は306人、令和4年度は247人、令和5年度は250人となっております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 300人ぐらいやったんですけど、2年ぐらいぽんぽんとちょっと減っている。これは最後に市長にどう考えているかお聞きしたいと思います。ここは太字をお願いします。

次に、やっぱり子どもを産んでいただくって、これすばらしいことで、葛城市にとっても、それは日本にとってもすごいありがたいことなんですけども、母子手帳がミッフィーなんですよね。僕はミッフィー好き嫌いとかそんなじゃないですよ。ただ、香芝市から来られた方、1人目の母子手帳はディズニーやってん。葛城市に来たらミッフィー、それがいいか悪いか分からないですよ。何でミッフィーなんですかね。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 母子健康手帳のイラストがミッフィーである理由は特にございません。母子健康手帳の内容につきましては、国が定める項目がございますので、どの業者でも同じですが、紙質やサイズ、使いやすさ、価格などを検討して決めておるところでございます。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 特にないんでしょうね。となると、価格とかおっしゃったので、価格と発注数はどれぐらいでしょうか。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 母子健康手帳の価格ですが、税込みで1冊165円で、今年300冊発注しております。これは1種類の発注の価格となっております。2種類、3種類となりますと、また単価も違ってきて、上がるということも聞いております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 価格を抑えていただくことはありがたいんですが、1冊165円で300冊で、今計算したら4万9,500円じゃないですか。そこをけちらんでもええと思うんです。それ何が言いたいかといいますと、倍にならんとと思うんです、1冊単価がね。200円として、何が言いたかというたら、僕、選択制にしたらいいと思うんです。ミッフィーがいいとか悪いとか、ディズニーがいいとか悪いとか、他市の状況、いろいろ聞いたら、ポケモンとかもあるみたいです。プーさんとかいろいろあるんですよね。ほんで、樫原市とかに聞いたら、母子手帳を渡した妊婦に、来年の母子手帳はどれがいいですかとアンケートを取って、人気あるやつを選んでいるとか、工夫されているんですよね。子どもが生まれて、すごいめでたいことで、母子手帳、子育てしやすいまちやのに、母子手帳なあって。ミッフィーが悪いとは言っていないですよ。ただ、僕は改めて、選択制にしたらいいと思うんです。これが例えば、倍はいかんとと思うんですけど、200円としても、掛ける300冊で6万円。2種類にしてもね。そんな変わらん、10万円、20万円の話じゃないと思うんですよ。これはしっかり検討していただきたいと思います。

次に、保育所の待機児童について聞いたかっただけなんですけども、今、吉村議員が全く同じことを言われていたので、教えてほしかったなと思いながら、これに関しては、そしたら僕の提言というか、もちろん無償化になったときに待機児童がぽんと増えてどうすんねんといったときに、小規模保育であったり、派遣保育士やっていたり、これまた、ずっと議会からも認定こども園したらどうって議会から言って、今も2つ認定こども園ができて、いろんなことをやっていただいた結果、今お聞きしたのは正確な数字だと思っていて、減っていると思うんです、待機児童というのは、もちろん。これから課題、吉村議員がおっしゃった課題もあると思うんですけども、僕がやっぱり一番気にしているのは、申込み時期を同じにしてもらったじゃないですか。これ何でかというたら、平等にやってほしかったんですよね、単純に。ただ、僕のあくまでこれは予想でもないですけども、今の段階で、あそこの保育所は入れませんよとかというのはないようにちゃんとしてくださいね。これは、僕はあくまで注意、聞いたとか聞いてへんとかじゃなくて、それが怖いから僕はこれを同時にやってもらったんやからね。ちゃんとその辺は管理してください。ここに関してはもうこれで終わりにしたいと思います。

次に、ちょっとぼんぼん話飛んでいきますけど、小学校の通学路についてお聞きしたいと思います。通学路の見直しってやっていただいていると思うんですけども、いつからやっていただいているのかお聞きしたいと思います。

川村議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 教育部の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

通学路につきましては、交通安全、生活安全、災害安全の視点から、各学校において設定

することになっております。通学路の見直し状況について、各学校に確認いたしましたところ、新しい住宅が建ったり、部団の人数の変更等があれば、部団担当の先生が点検し、下校指導員が危険箇所を確認するなど、毎年見直しをされております。また、保護者等から案件が上がってきた場合に、その都度検討を行っている状況でございます。今後も保護者や地域の方のご意見を聞きながら、これまで対応が困難とされてきた通学路につきましても、代替ルートの検討など、子どもたちの安全を第一に、学校において地域や関係機関と連携を図りながら、見直しをしてまいりたいと考えております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 何が言いたいのかといいますと、これはどこの学校とかじゃなくて、全部に僕は当てはめていただきたいんですけども、家が増えたところにルート増える、これは当たり前で、それはそうでしょうって話なんですけど、学校の付近のずーっとあるルートというのをちゃんと見直してほしいんです。というのも、PTAから毎年要望上がってくるけど、一生上がっている道ないですか。僕はあると思って、現実に僕それ見に行って、PTAのやつで入っていますから、あるんです。一例を挙げましょうか。これ全部の学校を見てほしい。まず、一例を挙げましょうか、そしたら。忍海小学校のおしみ薬局の道、あれずっと上がっているじゃないですか。細い道ね。あれ何ともならんじゃないですか。じゃなくて、あそこじゃなくて、南側の川沿いの道行ったら、一撃で解決じゃないですか。ほかもありますよ、ほかの要望でも、ここに横断歩道をつけてほしい。こんなルートで行っている子どももおる。それはもう後でまた説明しますが、というふうに、道変えたら行けるといいうところもあるはずなので、学校の付近の従来あるルートも見直していただきたい。これは無理やったら無理でいいんですけども、毎年毎年同じ要望を、これ無理です、無理ですというのも、多分理事者側もしんどいと思うので、その辺は全部の学校を一度見直していただいて、後日また教えていただきたいと思います。

次に、安全パトロール、青パト、僕もこの前、副議長のあれで、議長も前乗っていただいたと思うんですけども、これは、この前は乗ったときは、結構子どもらがいっぱいおるところで、いいルートやなと思ったんですけど、前乗ったときは、まあまあ途中からただのドライブやなみたいな。このルートって、今どういう状況になっているのか教えていただきたいです。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願いします。

青色防犯パトロールカーは、毎日午前7時30分、午前10時、午後3時からそれぞれ約1時間程度、安全パトロールを行っております。巡回コースにつきましては、午前7時30分と午後3時の巡回では、子どもたちの登下校に合わせて通学路を中心に巡回をしております。また、午前10時の巡回は、通学路以外の少し細い道や見通しの悪い交差点等を中心に巡回しており、毎日同じコースを巡回するのではなく、少しずつルートを変えながら巡回をしております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 そしたら、この見直し状況、どういうタイミングで見直しているのかというのを教えてください。
いただきたいと思います。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 青色防犯パトロールカーは約14年前から運用しておりますが、その当時は決まったコースを巡回しておりましたが、現在は、基本的な巡回コースを市内全域で10通り程度作成しております。その都度、交通指導員の経験により効果的な巡回を心がけているところでございます。今後は、特に子どもたちの登下校状況を考慮しながら、適宜見直しを行うとともに、子どもの通学路の安全対策に努めていきたいと考えております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 それをお願いします。どうせやるんやったら効果的にやっていただきたい。ほんで、僕1回通るだけじゃなくて、何回も通ってもいいと思うんです。学校付近であれば。何か1回通ってオーケーみたいなじゃなくて、やっぱりパトロールしているよって、何かないようにやっているわけやからね。そうやって、別に臨機応変にやったらいいのになと思う。ルートをかちっと決めるわけじゃなくてね。この辺も改めて、現場の方が一生懸命やっていただいているので。今やったら、昔と違って、ちょっと遠い人やったら、集合して登校している子どもとかもいてるので、そういった方に合わせたルートでやっていただきたいと思います。これはまた、後日聞きたいと思います。どうなったか。

次は学童の話についてお聞きしたいと思います。

まずは、学童の申込み状況、利用状況をお願いいたします。

川村議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 こども未来創造部、葛本でございます。お願いいたします。

令和6年8月1日時点の登録人数は、新庄小学校区学童保育所270人、新庄北小学校区学童保育所67人、忍海小学校区学童保育所131人、磐城小学校区学童保育所218人、當麻小学校区学童保育所65人で合計751人です。土曜日は長期休暇以外でも、ふだんから利用は少なく、新庄学童保育所と當麻学童保育所で合同保育をしています。8月土曜日の1日平均利用実績日数は、新庄学童保育所7.4人、當麻学童保育所7.2人でした。

以上です。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 葛城の学童が安いというのも、保護者の方々の評判がいいところの1つでもあるんですけども、その分気軽に申し込めて、気軽に利用できて、狭いところに入れているという反面もあるんですよね、これがまた。

次に、学童の開所時間についてお聞きしたいと思います。

川村議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 現時点での開所時間は、平日は放課後から午後6時30分まで、学校休業日は午前8時30分から午後6時30分まで、早朝延長保育は午前8時から午前8時30分までです。ただし、令和7年度から長期休暇期間や日曜参観など、学校行事による振替の休校日につきましては、早朝延長保育時間を午前7時30分からに変更する予定でございまして、令和7年

度の入所申込みから運用いたします。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 朝は早くやっていただけるということで、それはすごいいいんですけど、かなり昔、僕も一般質問させてもらった、後ろも考えていただきたいんですよね、1回。そのときは、保護者の方に聞きますみたいな答弁をいただいたんですけど、多分、その後、進んでないと思うんですけども、後ろの時間ももうちょっと遅いほうがいいなという方もおられるのはおられると思うので、その辺はまた一遍調査していただきたいと思います。

次に、学童で子どもたちがどのように過ごしているのか。これは、先ほども言ったみたいに、学童人気ありますし、安いので、皆さんご利用されるのはいいんですけど、やっぱり狭くて過ごしにくいとか、何したらええか分からんとかいう子どもが多くて、実際問題、これうわさだけじゃないですよ。僕の子どもが学童行きたくないと言いますもん。具体的に言わんとってくださいよ。全体的に言うてんね……。だから、学童での工夫をして、学童だけなんですよ、子どもらのスケジュールがぼやっとしているのって。保育所とか幼稚園って大体ですけど、学校もそうやし、スケジュールあるんですけど、ぼやっとしたスケジュールとか、それは学年別々に入っているからしゃあないと思うんですけども、他市とかでは、聞いた話では、ゲームを持ってきていいところもあるんですよ。ゲームって今もう、昔僕らがファミコンやってたゲームと違って、もうすごい進化していて、あるゲームとかやったら世界大会で優勝したら3億円とかという大会もあるぐらいですからね。ゲームというのを見直して、やってもいいよという、そうやって工夫されていったらいいと思うんですけども、今、葛城市の学童ではどのように子どもたちは過ごしているのでしょうか。

川村議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 主な1日の過ごし方としましては、自由な学習、読書や遊びをして過ごしています。具体的には、学校の宿題や塾の宿題などの学習活動をし、その後は学童保育所に備え付けてあるおもちゃやゲーム等での遊び、アニメビデオを鑑賞するなど、自由時間を過ごして保護者のお迎えを待ちます。自由時間には自分で宿題以外のドリルなどに取り組む児童や友達とオセロ、将棋などのゲームや折り紙などに取り組むなどして、学年を超えた異年齢での交流があります。また、シルバー人材センターから高齢者に来ていただき、世代間交流も楽しんでいます。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 それでは、その学童での過ごし方について、先ほど僕も言わせてもらったんですけども、工夫等は例えば、学校協力も今していただいているじゃないですか。今、外で遊ぶのは暑すぎて危険なんですけども、例えば体育館借りて、その時間だけでも体育館で運動するであつたりとかというふうな工夫もできるのかなと思ったりもするんですけども、現在、学童での過ごし方の工夫、どのように考えているのでしょうか。

川村議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 学童保育所では、放課後児童健全育成事業を実施しており、本事業の目的は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、事業の終了

後等に適切な遊び及び生活の場を与え、家庭、地域等との連携の下、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、その健全な育成を図ることとなっております。学童保育所の支援員は、子どもの発達、保護者対応、人権、子どもの遊び等々の研修を受講し、児童が自発的に学習に取り組む手助けをしたり、異年齢での友達との関係で社会性を育み、自由時間の過ごし方や遊びのルールなどを創造する姿を見守っています。また、今年は保育時間が長時間となる夏休み期間に学童保育所で楽しい時間を過ごしてもらえよう、ならコープやヤクルトの出前事業、市内在住の音楽家の方に無償でミュージック絵本のイベントを開催していただくなど工夫を行っております。今後も費用の発生しない方法で、子どもたちが1日を楽しく過ごせる方法を研究してまいりたいと思います。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 よろしく願いしておきます。お隣、香芝市では、学童の長期、夏休みのお弁当が買えるようになっているんですね、今。葛城市のお母さんでもやっぱり弁当出たらええのになという人もおられるんです。これはただの要望で収めておきますけども、土曜日とかでもやっぱりお弁当、学校では給食あるけど、学童に弁当を持っていかなあかん。働く前に作って、弁当持って行くの要らんから、もう学童なという方もおられるので、出前弁当、一遍、考えていただきたいと思います。これは要望だけにしておきます。

学童について最後に、教育と子育ての連携についてお聞きしたいと思います。僕もこれ一例なんですけど、お聞きした話なんですけど、学校で、例えば仲が悪い子が2人おるとするじゃないですか。ほんなら、学校の先生は分かっているから、この2人を分けたりするわけです。席を遠くしたりするわけなんですけど、学童では一緒になっちゃうんですね。これはやっぱりこことここが、この2人仲悪いよとか、これ、あくまで一例なので例えばですけども、そういうことになって、またけんかすると。離してくれたらええのに。学童で例えば誰かが何かけんかになったと。親御さん迎えに来た。ほんで、その次の日に学校の先生に、昨日のけんかあれですよと言ったら何の話ですかみたいな。今から聞く連携というのは、建前上というかそうなんでしょうけど、もうちょっと現場レベルで密にならんのかなと思うんですけども、この連携について、教育とこども未来部はどう考えているんでしょうか。

川村議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 小学校と学童保育所との連携でございますが、平日は、放課後に学童保育所を利用することになりますので、児童の体調など配慮が必要な場合には、学校から学童保育所へ情報を伝えるようにしております。また、夏休みなど学童保育所の利用者が多い場合には、学校の空き教室の貸出しを行うなど、連携を図っております。

川村議長 葛本こども未来創造部長。

葛本こども未来創造部長 こども未来創造部からですが、学童保育所の利用の際には、障がいのある子ども、また、気になる児童の特性や対応方法などについて、教育委員会とこども・若者サポートセンターや健康増進課とで協議を行っております。加えまして、学校または学童保育所で児童同士のトラブルが発生した場合は、必要に応じて学校の先生と学童保育所支援員で情報を共有し、対応方法を協議するなどの連携を行っております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 そうなんですか、本当に。先ほど僕が言った例が一例やったとしたら、これからもそういった連携は、学校の先生にこれ言うのも無理があるし、支援員にというとな誰がどう見たらいいかよく分からないので、もうちょっとこども未来創造部も密になって、教育のほうも工夫してという現場レベルの話を、これからもうちょっと詰めていきますので、もっと僕も声を拾ってきますので、何でもかといったら、学校の親御さんのクレームじゃないですけども、学童が多いんですよね。先ほど市長も忍海ってもう言わはったから、忍海、狭いんですよ。何とかしてくださいね、市長、これ。取りあえずまた今後も聞いていきますので、よろしくお願いしておきます。

次に、子どものスポーツについて、題材にしてお話したいと思います。先日、ボクシングの井上尚弥選手、チャンピオンが4団体制覇して、2回目の防衛、皆さん見たと思うんですけども、見られていますか。見てない。本当ですか。世界のスーパースターですよ。今パウンド・フォー・パウンド2位で、これもう世界で同じ体型でボクシングしたら世界で2位ということですからね。ちょっと僕ボクシング好きなので熱くなっちゃったらごめんなさい。スーパーバンタム級の井上尚弥の1個下の階級でバンタム級ってあるんですけども、4団体あるんですよ、ボクシングって。その4団体のうち、4団体全部バンタム級のチャンピオンが日本人なんですよ、今。そして、IBFという団体があるんですけども、その世界チャンピオンが西田凌佑チャンピオンで、これ香芝市の方なんですよ。王寺工業出身の世界チャンピオン、皆さん注目してくださいね。お隣香芝市の方ですから。これ何が言いたいかというと、このバンタム級という階級の中に、今、元キックの天才、天心って皆さんご存じですかね。RIZINのチャンピオン、天心、この選手が入っています。元K-1の3階級チャンピオンの武尊、東京ドームで試合しましたよね。THE MATCHといって、武尊対天心、この2人は絶対試合できへんと言われていたのに、したんですよ。東京ドームで5万6,000人入ったんですよ。葛城市の人が全員入って、御所市の人が全員入ってちょうど同じぐらいです。そのうちの1人が僕やったんですけど、見に行ったんですけども、すごい歓声、出てきた瞬間。なぜなら5万6,000人の方がこの2人を見に来ているんですから、出てきた瞬間、もう体震えるぐらいの歓声。これ何が言いたいかといいますと、今ボクシングにいつている天心選手と武尊選手はもともと空手をやっていたんですよ。空手が発祥なんですよ。ほんで、昔は、先ほどのボクシングの話もそうですけども、何か不良がやるイメージやったじゃないですか。何か悪い人がやっている、けんか強い人がボクシング、空手とかやっている。今はボクシング、もうほとんど、アマチュア選手から、アマチュアで強い選手がやっている、本当の正規のスポーツ。だから日本がこんなに強くなったと言われているぐらい。昔で言うたら、僕らの世代で言うたら辰吉チャンピオンとかあの辺から始まって、僕、畑山チャンピオンって、長いですね、ごめんなさいね。あの辺からずっと見ていたんですけど、明らかに日本のボクシングはもうすごくレベルアップしている。その象徴が井上尚弥選手、チャンピオンです。2階級4団体制覇。もうめっちゃくちゃすごいですよ。ちょっと長くなるのでやめときますね。そういう意味で、空手というのは僕、いいもんやと思って、僕

の子どももやらせています。先ほど言ったみたいに、葛城市の世界チャンピオンが出て、先ほど西田チャンピオンも、お隣の香芝市の市長と2人で写真撮って、ツイッターに上がっていましたわ。夢見ているのが、阿古市長と葛城市の子どもの世界チャンピオンが2人で写真撮って、葛城出身ですみたいな方がいいな。相撲のまち、空手のまちみたいなね。という夢を見ながら、スポーツについてお聞きしたいと思います。

まずは、やっぱり子どもらのスポーツをやるって、例えば、僕の子どもは今バスケットをやりたいと言うんですけど、バスケットボールを見て、バスケットやりたいとは言わないですよ。バスケの試合見て、バスケやりたいと言うんですよ。この選手が格好いいからバスケやりたいとか、この選手が格好いいからサッカーやりたいとか、ボール見てサッカーやろうという子はおらんのですよ。何かを見て、あの人格好いいなって思ったりする。だから、子どもたちにいろんな選手とか、同級生とかの人らに目に触れてほしいんですけども、いつも広報にスポーツ大会で優勝、全国大会出場とかやったら、市長と写真載っているじゃないですか。あれってどういう基準でやられているんですか。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

これまで各種大会出場者に対する広報掲載基準については、明確な基準がなく、掲載記事については、全国大会出場とともに数件程度ではございますが、近畿大会出場者についても広報誌に掲載されている状況でありました。この運用を統一するため、令和6年4月より、広報誌への掲載については、市長から激励金が全国大会に出場したものとしていることから、同じように全国大会出場のみを広報誌に掲載する運用としております。その理由につきましては、近畿大会まで掲載の枠を広げてしまうと、特に中学生や高校生ではかなりの数の方が該当となるため、広報担当課が全てを把握し、掲載することが不可能であることから、今回、全国大会出場のみを掲載する運用といたしました。

以上です。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 そしたら次に、学校の朝礼などでも、朝の朝礼ですよ、表彰している場合あると思うんですけど、それはどういった理由でやっているんですか。

川村議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 各学校において、県大会をはじめ市主催の大会などのほか、学校が把握している範囲で、全校朝礼や始業式、終業式など、全校児童が参集した際に、対象児童を紹介し、賞状がある場合は、校長が読み上げて表彰式を行っています。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 そういう基準を決めて、希望者、これ僕、激励金と絡まさんといほしいんです。そうするとややこしいんです。僕は、例えば何かの大会で優勝した子、例えば市長と2人写真撮るだけ、賞状渡すだけでもいいわけじゃないですか。激励金と絡まさんにとってほしいんですけども、そういう基準にならないんですかね。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 現在、葛城市スポーツ大会等出場者激励金の交付要綱では、激励金と対象となる大会は、次の各号のいずれかに該当する大会となっています。１、全国大会、全国的に組織された団体またはその加盟団体が主催する大会等で県大会等の選考を経て出場する大会等、２、世界大会、国際的な競技団体が主催する大会等で予選会等の選考を経て出場する大会等、３、そのほか市長が特に必要と認める大会等、以上のように基準が定められております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 だから、激励金を外して、例えば何かの大会で１位になりましたとか、それを目標に頑張る子どもたちが出てきたらいいじゃないですか。別に阿古市長賞とかでもええわけじゃないですか。今月の阿古市長賞がこの方ですって抽選で選ばれるとかでも、何でもいいんですけども、学校の朝礼でも校長先生の話もありがたいんやけど、やっぱり何とか大会、葛城市ってこんな大会あるんやという周知にもなると思うし、それを見て憧れてスポーツやる子も出てくると思うので、できる範囲で、激励金の話じゃないですよ、僕が言うているのは。そうやって広報とかに載ることによってスポーツを広めれるんじゃないの、それを目標に頑張る子がおるんじゃないのという意味で、できる範囲で次考えていただいて、教えていただきたいと思います。

次に、葛城市体育館にクーラーあるんですけども、僕は、月曜日は新庄北小学校、木曜日はあそこの中央公民館の体育館、土曜日と同じく、ずっと夜行っているんです。それは子どもを空手に送っているんですけども。この前、市長、空手の大会で挨拶に来ていただいたんですけども、そのときも、空手の大会で皆さんが暑いからクーラーつけましたって言っていただいたんですよ。なるほどと思って聞いていたんですけども、ただ、阿古市長、あの日、暑かったじゃないですか。あのクーラー全開してもあのままですよ。だから、もう効いてない。夜もです。夜も。単純に、今、世の中の温度が高いというのもあるんですけども、出ているクーラーの全部を冷やすためのクーラーではないというのも分かっているんですけども、出ている空気のほうが熱いというか、温風を回している状態というか、これ本当ですって。僕ずっと行ってますもん。うそついてませんよ、これは。だから、それをどうにかしてほしいんですという意味で質問させていただいています。ただ、現在の体育館のクーラーの状況を教えていただきたいと思います。

川村議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 葛城市内の体育館並びに各小・中学校の体育館には、猛暑による熱中症対策といたしまして、令和元年度から令和２年度にスポットクーラーを設置いたしました。大会等で体育館をご利用いただく場合には、利用される人数が多いときなどには、どうしても体育館全体の温度が上がってしまう場合などがございますけれども、設備面といたしましては、冷気が出ているかの点検やフィルターの清掃、また、室外機が直射日光を受けないよう対策を取るなど、効率的に稼働できるよう対応しております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 月曜日は僕、新庄北小学校に行っているんですけど、新庄北小学校のクーラー、めっちゃというか効くんです、全然。子どもらも全然ずっと練習していても汗かいてないです。とい

うことは、ただ単に広いから厳しいというところもあると思うんですよね。大きい体育館については、もう一回一から見直しいただいて、増設等を考えていただけないでしょうか。

川村議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 各体育館のスポットクーラーにつきましては、熱中症対策を目的に設置しておりますが、年々暑さが増してくることに對しまして、更に対応していく必要があると考えております。各施設について、どのように対応できるか検討してまいりたいと考えております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 よろしく申し上げます。これは聞いた話じゃなくて、僕が体験してというか、僕がいますんでね。暑いからしゃあないんですよね、確かに。ただ、夜効いていたらまだ分らないんですけど、性能的にもどうなん、性能というか故障しているとは言わないですけど、ちょっと1回小まめに見ていただきたいと思います。せっかくついているのに、逆につけているほうが、閉めやなあかんってなっちゃうんですよ。クーラーつけるとね。そらそうじゃないですか。クーラーつけて開けたら意味分らないでしょ。閉めやなあかんって閉めるじゃないですか。でも効かへんから、もうえらいことになるんですよ。ほんでもう開けましようとなって開けるという意味の分らないことになっているので、一回、暑いときに皆さん行ってください。よろしく願いしときます。

次、空手の話ばかり言って申し訳ないんですけども、奈良県の大会とか、子どもを行かせたら、格闘技のマットというのがあるんです。今、葛城市ではないから体育館でやっているんですけど、床でやっているんですけども、調べたら、やっぱり膝とか腰とかにやっぱりマットを使ったほうがいいよみたいな感じで書いてあるんですけども、あそこの格闘技用マットみたいな導入していただけないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

川村議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 体育施設におきましては、日々多くの競技について活用いただいているところでございます。団体等の大会では、子どもたちが参加する競技、成人が参加する競技など種目も様々です。また、定期的な活動として、生涯スポーツや地域のクラブ活動などでも活用いただいています。施設の設備や備品につきましては、各種競技において、ご利用される皆様それぞれが快適にご利用いただけるよう、今後も検討してまいりたいと考えております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 マットあったら、あそこ避難所になっていますので、いざというときも、避難時にも使えると思いますので、これはちょっと検討をよろしく願いしておきます。

次に、公園についてお聞きしたいと思います。前から僕、何回も公園については質問させてもらっているんですけども、遊具については、山麓公園やっただいて、僕の子どもも連れていったら、やっぱり喜ぶますよね。大きい遊具があったらね。

続きましてということで、やっぱり葛城市の顔の公園といえば屋敷山公園と思います。屋敷山公園の遊具についても、僕も何回も言わせてもらっていますけども、更新についてはいかがでしょうか。

川村議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川です。よろしくお願いします。

令和6年度の遊具更新の内容につきましては、現在、遊具の設計等を専門業者に業務発注しております。13基の遊具につきましては、経年により劣化している遊具や、安全距離が取れていない遊具につきましては、更新や安全確保を目的とし、遊具の再設置や集約化を考えております。その中で、複合遊具やふわふわ遊具等の設置も検討しているところでございます。また、その業務に併せて遊具広場の東側にある噴水につきましても、子どもたちに親しまれるような噴水として改修を検討しております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 更新を考えていただいているというか、やっていただける今、設計段階ということなんですけど、これ長寿命化ですよ、充てるのね、多分。となると、今ある遊具に対してのってことになりますよね。今ある遊具、今、屋敷山公園、皆さん思い浮かべてほしいんですけども、今ある遊具ってあれじゃないですか。じゃなくて、ごついの入れてほしいというふうになると思うんです。その辺も今考えておられるとこの前おっしゃったので、これはぜひとも、議会も多分皆さんも多分興味あることやし、柴田議員も前おっしゃっていたかな。やっぱり議会とちゃんと密に連携して、やっぱり長寿命化ってなったら限られてくるんやけど、ここは単費でいきましょうかみたいな話になるかも分かんないから、これぐらいのしょぼかったら、しょぼいかどうか分からないですけども、それやったらもう単費でいきましょうかってなるかも分からないので、その辺は議会とも密に連携していただきたいと思います。

次に、公園については、ボール遊びについて、前も一般質問させていただきましたけど、これの一番の最初の皮切りというのは、道路でボール遊びしている子をよく見ませんか、皆さん。いてるんです。危なくないですかということから始まっているんです。僕の知り合いに言うたら、どこで遊べんのよという、どこにあるんですかって聞いたら、ないですよという話なんですよ。それはやっぱり各大字の方々の協力もなかったら無理やから、この前一般質問でそういう公園造れませんかという話をしたんですけども、その後、ボール遊びできる公園はどうなったでしょうか。

川村議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 公園でのボール遊びについてでございますが、令和4年9月の議会の一般質問をいただきまして、答弁させていただきましたが、葛城市において、運動公園以外の公園でのボール遊びについては、ほかの来園者にけがを負わせる可能性があることから、軟式・硬式ボールを使ったキャッチボールやバットを使った野球、また、試合で使用するサッカーボールを使用したボール遊び等については禁止しております。最近でも、地元大字から公園でのボール遊び禁止の看板を設置してほしいと要望いただいたり、公園近隣の住民から、注意をしてもボール遊びを止めずに、ボールがカーポートに当たって困るので、ボール遊び禁止の看板を設置してほしいといった苦情や要望もいただいております。こういった状況の中で、公園でボール遊びができるようにするということについては、安全性の面から考えて難しいと考えております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 それはでもそうなんですけども、でもその場合、この葛城市の中で、ボール遊びできるグラウンドって聞かれたらどこを答えたらいいんでしょうか。

川村議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 市内のほとんどの小学校では、平日に夕方までの利用時間を決めて、運動場を開放しています。開放している学校では、子どもたちは各自でボールなどを持ってきたり、遊具で遊んだりしています。また、市内の体育施設として利用いただいているグラウンドは5か所ございますけれども、いずれも条例並びに規則に基づき、利用申請を受け、料金を徴収して利用許可をしている施設であることから、随時開放するという運用は行っていない状況です。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 ほんなら学校行ってくれと。でも僕、聞いた話では、使えへん学校もあるって聞いたんですけど、全部ちゃんと使えていますかね。それも踏まえて、もう取りあえず、近所の公園ではボール遊びができないいんてしよ、もう。ほんなら、もう学校行ってくれって言うしかないけど、それ言ったときに僕言われたんが、学校使ったらあかんと言われたんやけどって、そこは次までに整理しておいてください。全部同じ条件なのかということですよ。あそこはやっているけど、ここはやっていないというふうにならないでくださいということです。

それじゃ次に、これは、単純に最後の要望だけして終わるんですけども、香芝市が、小・中学校の制服の無償化をやるらしいです。今回の議会で上がってくるのかなというのは聞いております。真横の市でそれやられちゃったら、もうすごい香芝市はすごいなってなっちゃうから、今の段階で、小・中学校、制服、葛城市で1人当たり導入するとしたら、必要な金額はお幾らぐらいでしょうか。

川村議長 勝眞教育部長。

勝眞教育部長 市内小・中学校の令和7年度で言います、新入学の児童・生徒数というのが小学校で360人、中学校で460人です。また、1人当たりに必要な制服購入額は、小学校で約1万8,000円、中学校で約3万6,000円となっております。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 これは急に言ったことなので、次回までにこれについての考え方というのは、どうするかは、横の香芝市でやられるので葛城市はどうなんかなという考えは、次に聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

取りあえず僕からの質問は以上なんですけども、最後に阿古市長に好きなだけしゃべっていただいたらいいと思います。別にどれかピックアップして、僕は言いたいことは、取りあえず上から順番に優先順位で持ってきましたけど、まだあるんですけども、取りあえず今回は以上です。阿古市長のご意見をお聞かせ願いたいと思います。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 何でもしゃべっていいんですか。ありがとうございます。非常に今、葛城市、子育てしやすいまちだという評価をいただいております。それはもう全国的なデータバンクが、全国で22位、近畿で1位という評価をいただいているところもあるんですけども、ただ、その評価の分析をしますと、必ずしも子育て世代だけを対象とした評価ではなく、住みやすさの中で

の子育てのしやすさということを前提として評価をいただいているということなんです。それが実は私の住みやすいまちの根底にあります。全世代が住みやすいまちにしないと、決して子育て世代にとっても住みやすくはならない。例えば子どもたちの分野だけ優遇しても、ほかの部分で非常に不具合があれば、決して子育て世代にとっても住みやすいまちではないということなんです。ですので、今現在、非常に、西川議員もおっしゃっていましたが、物価高騰の中で、若干分譲住宅の販売等が鈍化しているというふうな傾向はあるのかなとは思いますが、その中でも、葛城市が子育てをされる世代に選んでいただいているというのは、まさに全体の行政サービスの水準が高いということを前提においでいただいているのかなという考え方を持っております。ですので、子育て世代だけを特化してという形には、葛城市自体は有名になった施策というのは幾つもありますけれども、特別、ほかの自治体とここが違いますねという部分でいえば、全体のレベルとしては、奈良県全体が非常に高くなってきている。医療費の18歳の無償化も、葛城市と同じような形で、今年の8月から実施していただいていますし、非常に子育てに対する施策のレベルというのは、奈良県全体が上がっているというのはうれしいことやと思っておるところなんです。その中で、いろんな分野の中でのご質問をいただきました。

まず、直近の話からいったら、制服の話、これ、これからもされると思うんですけど、義務教育の子どもたちに対しては、全体としては、子どもたち全体として18歳までの医療費の無料化であるとか、第2子以降の保育料の完全無償化であるとか、いろんな政策を取っているんですけど、実は教育現場に対しての施策の中では、コロナ禍は給食の無料化というのは実はやったんですよ。でも、今現状はというと、給食費はいただいております。というのは、ただ、それが分からない形で援助をさせていただいている。給食費は非常に低く抑えているんですね。それに対する食材費を全て給食費としていただかないといけないんですけども、物価高騰や消費税上昇した分、もしくはその内容を上昇させる分については、市の税金で負担を別途させていただいている。その部分がもう今現在で30%から40%あるということなんです。ただ、それをやっている理由が何かといいますと、これが義務教育であるということなんです。本来義務教育というのは、公正でなければならない。どこの地域に行っても、全国同じ水準のものを与える必要があるというのは私は感じております。ですので、その地域地域によって、例えば市町村によってそのレベルが極端に違うということは、私はあまり感心しない。ですので、給食費の完全無料化というのに葛城市独自で踏み込まないのは、実はそこにあります。これは国の施策として、そのような政策を取っていただきたい。ですので、義務教育の部分については、国の施策の中でやっていただくというのが基本やと感じております。ですので、制服の無償化につきましては、これは国がやっていただけたら非常にありがたいですけども、これ葛城市やります、じゃ、どこやりませんというような形になるというのは、私はその分野についてはあまり好ましくないという考え方を思っております。その考え方もいろんなところで検討していきますので、できれば国のほうに要望していく必要があるのかなというのは感じております。

それから、あと忍海学童の話、磐城小学校と新庄小学校、校区につきましては、学童保育

所を新築いたしました。忍海のほうも非常に子どもたちが多うございますので、その検討の指示は実は終わっております。ですので、近い段階で結論が出ると思いますので、お待ちいただきたいと思います。

それから、あまりにもいっぱいおっしゃりましたので、クーラーのほう、もう4年前と今の現状違いますので、今の現状に合った熱中症対策をできるような施策を行います。ただ、その施策にはやっぱり財源がありますので、財源の交渉をしたいと考えております。それとワンセットになると思います。

それから、難しい話ありましたね。出生率の話ありましたね。今、葛城市、出生率が1.52なんです。これは保健所が実はカウントするんですね。ほんで、保健所の所長が挨拶の中でおっしゃっていただいて、葛城市、非常に上昇しています。多分奈良県でトップレベルなんです。全国的にも1.52というのはかなり上のほうです。東京は0.99、全国平均で1.2、意外と高いのが、沖縄が高いんですね。そういうような傾向あるんですけども、1.52というのは多分全国でも、市の中では上位だったと、番数まで実は出ていたんですけど、ちょっと忘れました。上位であったと思います。

ただ、その中で、子どもたちの数が、あまり生まれている数が伸びてないというのはなぜなのかというと、実は葛城市においていただく世帯といいますか、若い世代というのが、子育て世代が多いと実は判断しているんです。ですから、結婚したての方ではなくて、ある程度生活をする、家を買うということはローンがやはりされる場合が多いございますので、ある一定の収入が約束されたような年代にならないと、なかなかそこには踏み込めないということが、実は、子どもたちを連れてきていただいている世代が多いのではないかなという考え方を持っています。ですので、先ほど言いましたように、合併当時1.3が1.52に合計特殊出生率が伸びているといっても、やはり2までにはいきませんので、ですから、その辺の考え方というのは総合的にする必要があるのかなと。子育てしやすさというのも、追求していく必要もあるんでしょうけども、実は価値観であったり、その世代の子どもたちに対する思いであったり、そういうふうな、教育的なものも加味される必要があるのかなというような考え方を持っております。ですので、子どもたちを産み育てるということは、総合的な考え方で取り組むべきものやと思っております。

だいぶいろいろおっしゃっていただいて、抜けていたらおっしゃってくださいね。大丈夫ですか。青パトの話もおっしゃっていただきましたですね。回っていただきまして、どうもありがとうございます。私も就任以来ずっと月に2回回らせていただいています。その中で、コースも大体はいろんなコースを回らせていただいているんですけども、特に気にするときは、通学路の話で要望が出てきます。PTA等からですね。そして、その場所が大抵のところは場所というのは、もう写真のように図が頭に入っているんですけども、気がつかなかった場所がたまに出てきます。そういうときには、悪いけど、そこ回ってと言って回ってもらったりしているような形で、必ずしもコースというのはそんなに固定しているわけではないと思いますので、その辺は考えていきたいと思います。

屋敷山公園、僕もう何年も前から実は何とかしてって言っているんですよ、本当のこと言

って。それで、ふわふわ置いてよって言ったら、いや、ちょっと事故があったとか何とか言われたり、そやけど、複合のそういう何か遊具とそれと、ふわふわ欲しいよなというのが今検討しているって言ったので、やっと分かってくれたんやと思って。それで、計画自身は実は令和6年度の予算で、そのための調査費がたしか計上していたよな。そして今現在それを作成中ですので、それができ次第、実施に移りたいと思っております。あそこの噴水かて、昔あれでよかったんでしょうけど、今は、子どもたちがその中に入って、地面からこうやってばあっと出てくるような噴水が欲しいなと言っていますので、そういう計画も入れて、そして複合遊具も考えているみたいなので、もうしばらくお待ちください。

本当に葛城市、ええまちやと思います。若い世代がいてこそ、やはりその地域の活性化というのは、私はあると思います。人口の動向の中で、なかなか少子高齢化の人口減の中で人が増えるということは大変なことやと思います。ただ、人口とは別に私が意識しているのは、実はその平均年齢、市の年齢の平均年齢がどれぐらいにあるかというのが、私はちょっと注視をしているところなんです。今現在はというと、何ももしなかって、全人口がそのまま1歳年を取ると、毎年1歳ずつ年齢が上がって、平均年齢上がるんですよ。でもここ数年につきましては、ほぼ同じような平均年齢であるようには聞いておりますので、ですので、ある種、世代交代が人口という中で世代交代が起こってきているのかなという思いがあります。人口施策は総合施策です。これをやったから、人が増えますということではないと思います。全体のバランスを考えながら、その地域で、そして一番大切なのは、葛城市に合った施策をつくることやと思います。全国の市町村1,700からありますけど、全て条件が違います。似たようなところはあるかも分かりませんが、全て条件が違う。その条件に合った施策をつくり上げること、将来像をつくり上げることが、そのまちの発展につながると私は考えております。議員皆さん方のご意見を参考にしながら、いいまちをつくっていきたいと考えております。どうもありがとうございます。

川村議長 杉本議員。

杉本議員 住みやすいまちであるという評価を受けているのは間違いなくて、市長、前おっしゃったかな、それは成績表である。この前の東洋、あれはそうやと思うんです。ただ、僕は備考欄について聞くんですよ。成績表はこうやけど、成績は優秀やけど、落ち着きがないとかって、成績表ってあるじゃないですか。僕はこの体感している部分を重きに言うている。真剣に考えていただきたいという。今言ったことも、見た、聞いた、そして僕が体験したことばかりなので、ということは、うわさ話とかそんなんでもないので、これは成績表の備考欄のことなので、解決したら、もっと体感できるいいまちができるんじゃないかなと思って質問させてもらっているんですけども、まだまだありますので、次はまたいっぱい言わせていただきたいと思いますし、今回言ったことの、これ僕、今までの一般質問も、一般質問で聞いたことは一般質問で答えてもらいます、次。そうじゃないと、どれ言って、どれができてへんのかあんまりよく分からなくなってきたので、次また聞きますので、今回言ったことは、皆さんで協力して解決していただきたいなと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

川村議長 杉本訓規議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

再開時間は午後１時30分から会議を再開いたします。

休 憩 午前１１時５６分

再 開 午後 １時３０分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、８番、奥本佳史議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

８番、奥本佳史議員。

奥本議員 皆さん、こんにちは。奥本でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、行政や職員に対する様々な要望等への対応についてでございます。

以後、詳細については質問席より進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

川村議長 奥本佳史議員。

奥本議員 それでは、よろしくお願いいたします。行政職員におかれましては、日々、様々な市民や団体からの相談に対応いただいておりますけれども、近年、国をはじめとして、全国の自治体で問題となっておりますのが、行政窓口で長時間にわたり度を過ぎた要求を行ったり、威圧的な言動を呈する行為が目に見えるようになっており、これらにどのように対処するのが焦眉の急となっております。行政の現場においては、一昔前に比べ、非常に複雑多岐にわたる業務を効率よくこなしながら、市民サービスの極大化を目指すことが求められます。そのためには、庁舎内における各種の取決めや、外部折衝の場における職員の心理的負担にも考慮する必要があります。さらに、職員の働き方改革の観点からも、自治体としての対策やルール化がますます重要となってきております。

今回の私の質問は、葛城市庁舎管理規則を踏まえながら、大きく２つの点について質問を行ってまいりたいと思います。

では、１点目から参ります。これは、既に退職された本市の元職員や、ほかの自治体の退職の職員から実際に聞いた内容でございます。それによりますと、その方々が初めて役職に昇進したとき、その当時、庁舎内の自席に、ある政党の所属議員が訪ねてこられ、今後の勉強のために機関紙を購読しませんかとの勧誘があったそうです。それは有料であり、特に必要とは、そのときは感じなかったが、その議員との関係性の妨げになってはいけないと思い契約した。その後、断りきれないまま購読を続けたが、退職時に断ったというほぼ同じような内容でした。この件について調べてみました。平成29年頃より同様の事例が全国で明らかとなっており、令和５年６月の第211回、国会参議院での質問をはじめ、全国の地方議会でも同様の質問がなされていることが分かりました。加えて、数年前より全国の地方議会において、一般の方より、この内容についての実態調査を求める陳情が数多く提出されており、私が調べた限りでも、全国49の自治体で職員アンケート等による実態調査が行われておりました。

その調査項目ですけれども、内容に多少の違いはあるんですが、大きく３つに集約されてお

ります。1つ、庁舎内において、政党や団体の機関紙等の購読勧誘を受けたことがあるか。
2つ、庁舎内において、機関紙等の配達や集金行為を見たり、聞いたりしたことがあるか。
3つ、それは執務エリア内への立入りを伴うものであったかという内容が共通しております。

では、以上を踏まえてお尋ねいたします。私が独自に調べた限りでは、現在もいらっしゃるような感じを受けますが、現在、本市の職員が、何らかの政党もしくは団体の機関紙を庁舎内で購読されている状況は続いているのでしょうか。また、その状況について、市はどの程度把握されているのでしょうか。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

現在、特定の団体からの機関紙等の購読状況について、状況については把握しておりません。

以上です。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 そうですね。職員の立場で把握しているとは絶対言えないんです。まさしくこの問題の本質はこの答えに集約されております。先ほども述べましたが、国会の参議院をはじめ全国の議会で同じ質問が出ていますが、私が調べる限り、行政職員から承知しているとの答弁は確認できませんでした。要するに、契約は個人の行為であって、行政は関与していないということに加え、この後で触れますが、行政のルールに抵触しかねない行為を見過ごしているというふうに取りられるおそれがあるからだと思います。が、しかし、ほかの自治体の例にありますように、自治体組織のトップである首長の答弁は少し異なっております。行政トップの首長は、事の是非は別として、基本的に全ての情報が報告され、組織を掌握する義務があります。よって、ルールに抵触するおそれがあり、首長の知り得ないことが長年にわたり続いている可能性があれば調べる必要があるので、把握していないという答弁はできないのです。実際、2013年、平成25年にこの問題が全国で初めて、議員の質問で明らかとなった鎌倉市議会、それから、全国で陳情を採択した自治体においては、それぞれの首長が、事実を確認するとの答弁をされ、調査に至っております。

では、葛城市の首長である市長にお尋ねします。市長は旧町時代を含めて議員歴も長く、葛城市の首長としても8年間務められております。本市の職員が何らかの政党もしくは団体の機関紙を購読している状況について、どの程度把握されていますか。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 職員とは職務上必要な内容の新聞記事等について報告を受けたり、話題に上がることはあります。しかしながら、職員から機関紙等を購読しているという報告は受けておりません。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 地方公務員法第36条、ここには、一般地方公務員の政治的行為の制限を規定しています。

うち、同法第36条第2項4号では、政治的行為として、庁舎内での文書図画の掲示等の行為を厳しく禁じております。要するに特定の政党や団体の機関紙が庁舎内の目に触れるところ

に置かれていたり、読まれていたりすることは、公務員の政治的中立性が疑われるのです。これを踏まえると、現在は市長も報告を受けていないということですが、庁舎内で政党や団体の機関紙が購読されている状況があれば、法に抵触しているのではないのでしょうか。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

全ての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではございません。これは特定の団体、個人に偏ることなく職務を執行し、政治的に中立ということであり、公務員の職務執行における最重要課題であるといえます。市民や団体からの相談については、常にそのことに留意するように努めております。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 では、市として庁舎内における部外者による契約や販売、集金行為に対し、どう対処すべきかについて何らかのルールを定めて職員に周知徹底されているのでしょうか。また逆に、職員以外の部外者に対しては、庁舎内での営業等の活動を行う際のルールについては周知されていますか。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願いをいたします。

庁舎内での市民や団体などの活動に対しては、葛城市庁舎管理規則におきまして、ルールを定めており、周知を行っております。本規則は、先ほど議員がおっしゃったように、特に内部とか外部に分けて対応しているものではなく、庁舎において公務が適正かつ円滑に執行できること、庁舎の保全、庁舎内の秩序の維持、そして災害の防止などを趣旨としております。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。では、その庁舎管理規程なんですけども、そこに、物品の販売や勧誘などは、庁舎管理者が許可した場合のみ認められるというような定めはあるのでしょうか。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 葛城市庁舎管理規則第6条に、何人も庁舎においては、本市の事務または事業と関係ない物品の販売、宣伝、勧誘、その他これに類する行為をしてはならないと規定されておりますが、ただし書といたしまして、その行為が庁舎管理上支障がないと認められるもので、特に庁舎管理者が許可した場合はこの限りではないという文言がございます。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 庁舎内での物品の販売や勧誘は、庁舎管理上支障がないと認められるもので、かつ、庁舎管理者、この場合の規則上では総務部長になりますけども、管理者が許可した場合に限り認められるということでした。では、重ねてお伺いいたします。葛城市庁舎管理規則第7条、庁舎管理者の許可を受けようとする者は、庁舎使用許可願（様式第1号）を提出しなければならない。及び第8条、庁舎管理者は前条の庁舎使用許可願の提出があったときには、速やかにその可否を決定して、願出人に通知すると記載がありますが、これまでに、政党や団体

の機関紙、それに類するものについて、宣伝、勧誘、契約、販売、集金等の行為に関する許可申請はありましたか。あるいは許可を出されたことはありますか。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 過去におきまして、庁舎管理規則の規定により、ただいま議員お述べの事案に対して申請または許可を出したことはございません。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 これまで政党や団体の機関紙の販売等に関する許可申請は出されていないということでした。そういった行為がもし現在も続いているのであれば、葛城市庁舎管理規則第13条、庁舎管理者は、この規則またはこれに基づく命令に違反して、庁舎に物件を持ち込んだ者に対し、直ちにその物件を撤去させ、または庁舎外への搬出を命じるものとするに基づいた対応が必要となってきます。

では、加えて確認しておくことがございます。それは、個人情報保護の観点からの対応についてです。自治体の執務領域には、個人番号情報や行政文書、また、それらを格納する国のクローズな行政総合ネットワーク、L G W A Nに接続されたP Cやモニター、そういった非常に高い高度な個人情報があふれております。この執務領域への外部の者が立ち入ることなど、これはあつてはならないことですが、さっきの機関紙の配布とは別に、過去、職員として在籍されていた方が立ち入っていたということを耳にしたことがあるんですけども、個人情報保護の観点から、執務領域への部外者の立入りは厳しく制限されるべきですけども、その点については大丈夫でしょうか。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 過去に部外の方が立ち行ったかどうかについては確認ができておりませんが、庁舎管理規則に、庁舎の管理上必要と認めるときは、庁舎または庁舎内の事務室内へ立ち入ろうとした者に対し、その目的をただし、または立入りを禁止するものと定める旨が規定されております。このことから、現在は個人情報保護も含め、行政情報の漏えい等防止の観点から、外部の方が執務室内へ入ることを禁止し、カウンターまたは受付にて対応させていただいております。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。個人情報保護の対応を含めて、庁舎管理規程に基づき対応されていることがよく分かりました。では、この1つ目の問題に関しまして、質問に対しまして、最後に、ここまでのまとめとして私からの提案を行いたいと思います。

まず、自治体職員の政党や団体の機関紙等の購読問題について、全国で問題が明らかとなりつつあり、実際首長がしかるべき調査を約束して、しかるべき対処を取られている事例が増えていることを述べましたが、ここで市長にお伺いいたします。

まず、職員が庁舎内で政党や団体の機関紙等の購読を行っている件につきまして、市長は実態把握の調査を行われる意思があるのかどうかをお伺いいたします。

続いて、その調査後の本市の対応についての提案を行います。自治体の中には、調査の結果を受け、事実に基づき、機関紙等の完全購読中止を決めた自治体もありますが、職員が自

分の意思に基づいて契約、購読する行為までを縛ることについては、私は別の問題が生じると思っております。よって、政党機関紙を読むならば、自宅で購読する方針を徹底させる。これを提案いたします。これにより、4つの問題が解消されます。1つ、公務員の政治的中立性、2つ、情報セキュリティー問題、3つ、購読契約に際しての心理的圧力の解消、4、職員の購読の自由の保障、この4つが実現されると思います。よって、庁舎管理規程に、庁舎内行為の許可に係る審査基準を設けて明示し、勤務時間内外を問わず、許可された者以外の庁舎内での物品等の販売、勧誘を禁止することを職員と部外者に徹底いただきたいと思います。以上2点について市長のお考えをお聞かせください。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 まず、状況確認を行います。その後、対処方法について検討していきたいと思えます。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 ありがとうございます。そうですね。まず、確認が先なので、それをまた進めてください。お願いしておきます。

続きまして、大きく2点目となる質問に入ってまいります。ここ数年、私が非常に気になっている点として、行政窓口における住民や団体からの要望が激しさを増しており、職員の業務を圧迫するとともに、職員の心理的な負担が高まっているように感じております。実際、私の知人で、本市の会計年度任用職員として採用された方が、窓口対応に疲弊し、任期を待たずに退職された事例があります。また、そのほか、現在進行形で厳しい窓口対応を迫られている職員の声も聞いております。このような話は何も葛城市に限ったことではなく、全国の自治体や民間企業においても同様のケースがニュース等で報じられております。こういった顧客からの過剰な要求や暴言、威圧的な態度はカスタマーハラスメント、略してカスハラと言われ、特にサービス業において、従業員が深刻なストレスを抱えるに至るケースが多発する原因となっております。カスハラは、職員や従業員のメンタルを悪化させるだけでなく、組織全体の士気や業績にも影響を及ぼします。職員や従業員が安心して働ける環境を整えることは、組織にとって何より重要であり、そこを保障できてはじめて良質のサービスを提供できることは言うまでもありません。

参考までに、全日本自治団体労働組合、自治労と言いますけども、ここが、組合員を対象に令和2年10月に行った調査があります。それによりますと、過去3年間でカスハラを日常的に受けている人、これ4%、時々受けている人42%、この2つの回答を合わせると、公務員の約半数を占める46%がカスハラを経験しております。さらに、職場でカスハラを受けている人を見たというケースを含めると76%となり、公務員の4分の3の職場でカスハラが発生しているという深刻な事態が明らかとなりました。この公務員が受けたカスハラの内容については、暴言や説教、これが64%、長時間の居座り60%、複数回に及ぶクレーム60%、暴力行為14%、金品の要求13%、悪質な刑法違反も発生しております。さらに、その行為者についての調査では、特定の住民が迷惑行為を繰り返しているとの回答が約9割を占めておりました。

さらに、この調査報告では、行政のカスハラ対策が進まない背景の分析もされております。

それによりますと、自治体は、公共の利益のために存在し、全ての住民をサービスの対象とする特性を有しており、地方公務員法の服務根本基準に、全て職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないと定められていることも要因であると指摘されており、住民側も公務員を公僕、すなわち公衆に奉仕すべきものという誤った認識を持っているため、要求がエスカレートしやすいと分析されております。今やカスタマーハラスメントは、社会全体の問題とされ、東京都に代表されるように、全国の自治体でカスタマーハラスメント防止条例を制定する動きが加速しております。

それでは、このような背景を踏まえてお伺いいたします。現在、本市の各課の窓口対応において、市民や団体からの過度な要求や圧力行為について、どの程度把握されているでしょうか。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

現時点で人事課として把握している事案はございませんが、過去に各課より過度な要求に対する対応の報告や相談はございました。

以上です。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 では、窓口や相談業務の中でそういった圧力的な行為が発生した場合、市としては、具体的にどのような対応策を取られるのでしょうか。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 窓口業務で何か問題が起こり、担当者だけで対応できない場合には、直属の上司である係長が対応し、更に必要な場合には、管理職と一緒に対応することになります。現在、警察OBの方に警察連携支援員として勤務していただいております。窓口等でご質問のような圧力的な行為などがございましたら、対応していただいているところでございます。また、市役所庁舎内には防犯カメラを設置しており、そういった事案が発生いたしましたら、防犯カメラの録画により対応していきます。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 続きまして、ルールがあるのかという観点から総務部より答弁をいたします。

圧力的な行為や要望が過度に行われ、不当要求として取り扱われた場合は、市の統一的な対応方針といたしまして、葛城市不当要求行為等対策要綱を定めております。要綱におきましては、不当要求行為等に適切な対策を講じるため、副市長を委員長として、不当要求行為等対策委員会を設置し、組織として対応することを規定しております。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 本市では現状、葛城市不当要求行為等対策要綱をもって対応するということでした。この過度な行為に対する対外的措置と外部機関との連携については、有名なところで奈良市が平成19年、奈良市法令遵守の推進に関する条例を施行し、悪質なカスハラを行った対象者の氏名を市のホームページで公開するとともに、奈良県警との連携も強化しています。同じく京

都市でも平成19年、市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例を制定し、職務を妨げる不正な要望や言動に対して警告や警察機関への告発を定めております。本市においては、どのような外部機関と連携されているのでしょうか。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。

まずは所属長の対応となりますが、ケースによっては警察連携支援員が対応することになります。必要に応じて高田警察や顧問弁護士など、外部へも相談して対応しております。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 続きまして、ルールがあるのかという観点から総務部より答弁をいたします。

庁舎管理規則第12条の第1項から第9項までの行為に対しまして、禁止及び退去命令に関する規定が定めております。庁舎管理者は、議員お述べの案件につきましては、その中で、第7項の職員に面会を強要する者に対してということに該当するかと思いますが、そちらにつきましても、庁舎の管理上必要があると認めるときは、その行為を禁止し、または庁舎から退去することを命ずるものとなっております。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 外部との連携についてご説明いただきました。葛城市ではカスハラ対策のような条例や規則がないので、警察や弁護士などへの相談で終わっているため、職員を守るための強権発動がしにくい状況となっております。しかし、総務部長のご答弁のありましたように、庁舎管理規則の準用によって、ある程度の対応が可能となります。これはどちらかというと、カスハラというよりも非常に悪質な事例についての対処が主となっております。例えば、先ほどの葛城市庁舎管理規程第12条には、禁止及び退去命令の具体例が9項目にわたって示されておりますけれども、銃刀法違反や危険物の持込み、庁舎の破壊といった極端な行為を示されておって、ほかの自治体のようなカスハラ条例で想定されているような事例に相当するのは、項目8の職員に面会を強要する行為ぐらいではないかと思います。

では、確認しますが、現時点での本市におけるカスタマーハラスメント対策の指針などは、ほかにあるのでしょうか。併せて、他自治体のカスタマーハラスメント対策の動向について、現在どの程度把握されていますか。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 現在、本市においてカスタマーハラスメントの指針は策定しておりません。人事課で厚生労働省の通知文書や各市の状況について調査研究を進めております。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 本市では、現時点でカスタマーハラスメント対策の指針はないということでしたが、カスタマーハラスメント対策として準用できるのは、葛城市庁舎管理規程がございます。その第10条、集団立入りの制限等、これが一番準用できるところではないかと思います。この第10条、こう書かれております。多数の者が陳情等の目的で庁舎に立ち入ろうとする場合において、庁舎管理者は、庁舎管理上必要があると認めるときは、庁舎へ立ち入る者の人数、時間もしくは行動の場所を制限し、または庁舎への立入りを禁止する等の必要な措置を講じる

ものとする」と示されております。総務部長が先ほど示された第12条と併用することで、当座カスタマーハラスメント対策になるものではないかと思えます。ただし、これはあくまでも現在の枠組みの中での準用対応であって、最終的にはカスタマーハラスメント対策の指針や条例策定を視野に入れる必要があると考えますが、本市として今後策定の予定というのは、具体的なところはありますか。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 近隣市の策定状況等を参考にして、今後研究してまいりたいと思えます。

川村議長 奥本議員。

奥本議員 もうこれ最後で、私からの要望というか、総括を行います。庁舎における、地方自治体において、市民サービスの極大化を目指す、これ一番重要なところです。これを怠っているのは本質がもう否定されるべきですけども、ただ、そこには、そういうお話を持ってこられる住民の方、団体、それと市役所職員、このお互いがそれぞれの話を尊重した対話に終始する必要があります。そうすれば、丁寧な対応ができるんですが、そこで、高圧的、一方的に何度も繰り返されるような過度な要求行為が起こった場合、これは一定のルールに沿って対応すべきだと私は思います。ですから、いち早く、カスハラに対応のできる規則あるいは条例の制定をお願いしておきます。

本日は、以上で私の一般質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

川村議長 奥本佳史議員の発言を終結いたします。

最後に、6番、梨本洪珪議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

6番、梨本洪珪議員。

梨本議員 皆様、こんにちは。梨本洪珪です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

今回、私の質問は、阿古市政における行財政改革と内部統制についてでございます。来月、葛城市は市制20周年を迎えます。今回の質問では、現在の行政の課題を明らかにし、新たな20年に向けて発展の礎を築くため、在り方を見直す機会にしたいと考えております。

これよりは質問席にてさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

川村議長 梨本洪珪議員。

梨本議員 それでは質問を始めます。さて、8年前、阿古市長が就任される前の討議資料には、行政改革を推し進めます。急激な高齢化社会を迎え、消費税率のアップと地方創生が叫ばれている今、葛城市の規模にふさわしい行財政運営をします。事業の優先順位を明確にし、ぜいたく過ぎる事業は見直し、行財政改革を推進し、サービスの充実と並行して、将来世代の負担の増加を抑えます。こううたわれていました。この内容は、討議資料だけではなく、当時の議会の中で、市長就任後にも答弁しておられます。

ところが、行財政改革については、議会への報告はほとんどございませんでした。また、就任当時の別の資料には、市政検討委員会、外部の視点で行財政改革推進と見出しがあり、葛城市は、委員会の検討結果に基づく意見や提言を尊重して、行財政改革や市政運営に生かします。こういう文言もございました。つまり、市政検討委員会は行財政改革の一翼を担

ってくれるものと、私を含め、当初の期待は大きかったように思います。ところが、委員会の活動は年を重ねるごとに少なくなり、令和3年度以降は市長施政方針の重要項目からも消され、令和4年度には在り方を検討すべきと、議会で当初予算を減額修正されるなど、とても行財政改革を推進しているものではございませんでした。

そこで最初の質問です。改めて市政検討委員会の概要と目的、開催状況や効果検証など、詳細に教えてください。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

市政検討委員会については、平成28年の12月に設置しております。市政検討委員会の設置目的については、これまで説明させていただいておりますが、要綱の中で、次の事項について意見及び助言を述べるものとなっております。1、市政に関する現状の分析、検証及び評価に関すること、2、市政全般に関する諸課題の洗い出し及び是正方法に関すること、3、前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項、以上が設置目的となっております。これまでの開催回数は合計で30回になります。主な検討内容としては、葛城市防災行政デジタル無線について、道の駅事業について、新市建設計画事業、地方創生事業評価などがございます。

以上です。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 設置目的を聞くと、やはり行財政改革を推進できる内容になっています。ただし、それは市長が諮問すればの話なんです。市政検討委員会が設置されている期間、私は市政全般について検証すべきと考える問題を何度も提言してきました。例えば、葛城市クリーンセンターや新型コロナウイルス対策室、リサイクルプラザ建設などについて、契約や発注の仕方に問題がなかったのかなど、具体的事象を明らかにしながら、うみを出しきるためにも、市政検討委員会で諮るべきと何度も要望してまいりました。ところが、阿古市長の答弁は、行政内部でどの場面でどの部署で検討するかというのは、その事象の重みによって変わってくる。行政内部の中で、部署を分けた中で検討を重ね、是正を重ねているというもので、かたくなに外部の委員会に諮問はされませんでした。私はこのことについて、いまだに納得がいておりません。確かに、内部で解決できることは内部で解決すればいいと思っております。

しかしながら、令和2年度、クリーンセンターの再燃焼室耐火物緊急工事704万円と、バグフィルターろ布取替工事1,868万9,000円は、工事前の写真がない。工事後の写真もない。そんな中で支払いまで完了しました。そして、市長が作成する予定価格調書の記名が、これら工事だけ直筆ではなかったこと。起案文書から最終の支出命令、支出負担行為まで、遡って作成されたと疑われる書類に市長印が押印されている書類が多数あることを指摘し、内部調査では不十分であるとお伝えもしました。なぜあのとき、クリーンセンターの問題を市政検討委員会に諮らなかったのか。改めて市長に伺います。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 既に令和4年6月議会の総務建設常任委員会で申し上げております。葛城市では常にリス

クマネジメント対応に取り組んでおります。

以上でございます。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 本気で行財政改革を推進するつもりなら、内部調査ではなく第三者に評価してもらい、ご自身の潔癖を明らかにする必要があったと今でも考えております。この件に関する最終報告では、各段階における事務執行の不適正な取扱いや事務手続の懈怠が確認されたとして厳正に対処することで、本人の自覚を促し、その事例を職員に周知することで再発防止に努めるとございました。つまり、職員個人の問題であったと結論づけられたわけでございます。そして、その前に開かれた懲罰委員会では、担当職員2名が懲戒処分となり、停職2か月の処分を受けた職員は辞表を提出されました。確かに職員の資質に関わる側面は大きかったのかもしれない。しかし、退職した職員は、1つの工事について、執行何いの作成時期は年明けもしくは年度末前後であったと報告書で報告しています。証言しています。私は問題発覚当初から、公文書の日付に改ざんの疑いがあることを指摘しています。そして、情報開示された文書には、市長の押印もございました。当然、文書への全ての押印、市長印の押印をその職員1人のみでできるはずがありません。仮にほかにもこの改ざんに関与もしくは隠蔽しようとした人物がいて、その人物が調査する人の上司であったとしたら、内部調査は機能するのでしょうか。懸命に調査してくれた職員には感謝しておりますが、私の中で、いまだ組織的な課題に蓋をしたのではと、疑念が拭えないでおります。このクリーンセンターの問題は、議会の一般質問で明らかになっており、行政の自浄作用によって発覚したものではございません。であれば、そのことを重く受け止め、すぐに対応するなり、外部に徹底した調査を依頼するなりが必要であったかと思いますが、指摘を受けてからも調査に至るまで数か月を要するなど、市長の動きは鈍いものでございました。私は、この件における阿古市長の姿勢は、行政改革を推進する上で不十分であったと今でも感じています。市政検討委員会の検証は、前市長時代のものばかりです。阿古市長が就任されてから起きた問題を諮問されなかったことについて、非常に残念に思います。

次に、事務事業評価について伺います。葛城市のホームページで、この事務事業評価というキーワードを検索すると、毎年ごとの結果が公表されています。ホームページの最下段には行政評価の基本的な考え方が掲載されており、行政評価制度と事務事業評価について、導入の背景と目的や評価の実施方法などが示されています。資料には葛城市総合計画の政策体系図も記載があり、評価に際しては、該当する事務事業が総合計画のどこに位置づけられ、何のために行っているのか、総合計画と照らし合わせながら体系化を行うと記載されています。古くは平成20年度から掲載されているわけですが、実は令和元年度を最後に更新されていないんです。事務事業評価の概要と目的、開催状況、そして、現在も継続して評価されているのか聞かせてください。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本です。よろしくお願いいたします。

行政財政改革の取組の一環といたしまして、本市では、先ほど議員お述べのように、平成

20年度から事務事業評価を行ってまいりました。事務事業評価といいますのは、市が行っている事務事業を人件費を含めたコスト面や指標化した事業効果から評価し、その事業を継続するか、改善するか、廃止するかを検討するものでございまして、主な目的といたしましては、3つ挙げてございます。

まず1つ目が、職員の意識改革、2つ目が、業務の改善改革、そして3つ目が、市民への情報公開ということでございます。ただ、最も重要と考えておりますのは、職員が自ら事務を見つめ直し、評価することにより、その職員の意識改革を行うことで、限られた行政資源を効率的に活用できるよう事務を改善していくことであると考えておるところでございます。そういった目的をもちまして、途中、評価対象事業の絞り込みの在り方、さらには予算編成への反映方法等のタイミングなどの改善を行いつつ、継続をしてきたわけでございますが、取り組み始めた当時と比較いたしますと、職員の意識改革も大きく前進し、本市を取り巻く社会情勢、財政状況も変化しておりますことから、事務事業評価につきましては、令和元年度をもちまして終了となりました。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 令和元年度をもって終了したとの答弁でございました。しかし、葛城市を取り巻く社会情勢、財政状況も変化しているのであれば、余計に事業を評価する必要があると私は考えます。部長が答弁された事務事業評価の主な目的3つは、葛城市のホームページの行政評価制度の導入に向けての基本的な考え方にも掲載されています。

1つ目の職員の意識改革が大きく前進したのならば、これは大変喜ばしいと思います。ただ、それはどのような指標をもって図られたのか。漠然としてよく分かりませんので、また、意識評価などされているのであれば教えてください。

2つ目の目的である業務の改善、改革、これについては、終わりなどあるのでしょうか。各年度の報告書に掲載されている目的を確認すると、評価を継続的に運用することにより、施策や事務事業の点検と見直しを行い、不断の改善、改革に努めるとともに、総合計画の進捗管理や予算編成面にも生かす、こう記載されているんです。このような事業評価を終了してしまつては、誰がいつ、どのような点検や見直しを行ったかが分からず、総合計画の進捗管理や予算編成面に生かすことができないと私は考えます。3月議会では、市長施政方針について、様々な事業を伺いましたが、ここ数年、年度ごとに事業評価がされていないのであれば、不断の改善、改革もできず、私が指摘したように、前年とほぼ同じ文言が並ぶのも当然ではないでしょうか。なぜ阿古市政において、事務事業評価を終了されたのか。昨日の西川議員の一般質問に対して、市長は、葛城市に何が必要な事業かしっかり検討させていただきます、こう答弁されましたが、事務事業評価もせず、どうやって必要な事業を検討するのか、市長の考えを聞かせてください。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 事務事業評価につきましては、平成20年度から実施してまいりましたが、一定の役割を果たしたと判断し、令和元年をもって終了いたしました。その頃より並行して、重要施策検討会議を立ち上げ、次年度予算の編成前に、新規事業の継続事業のうち課題のある事業について

て担当課から説明を受け、財務会計システムの更新に相まって事業別予算を採用し、予算編成にも迅速に反映できる仕組みが整ったことで、行政経営の観点からも、事務事業評価制度よりも厳格に事務の効率性、市民への説明責任、職員の予算編成に対する意識向上につながっていると考えておるところでございます。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 今初めて聞いたんですけれども、重要施策検討会議、これ公表されているんですか。私、これ今初めて聞きました。基本的に、今、市民への説明責任とおっしゃいましたが、公開しないでどうやって説明責任を果たすんですか。事務事業評価の目的の3つ目、市民への情報公開には括弧書きで説明責任とあります。そこには、評価結果を分かりやすい形で公表し、行政活動の透明性を図るとともに、説明責任を果たし、市政への共通認識を深め、市民との協働関係を目指す、こう書いてあるんですよ。私は、こういった重要施策検討会議、この事務事業評価からこれに変わったということも、ほとんどの市民、もしくは議員の皆さん、ご存じなんですかね。そういったことも知らせずに、総合計画とも照らされているか、改善されているか、そういったことは全く分からないわけです。ここでやられているのであれば、議員が思いつきの事業じゃないですかと聞かれたときに、こういったことをきちっと説明するべきだと私は考えます。結果的に、行財政改革が期待された市政検討委員会も事務事業評価も現在の葛城市にはございません。これらを代替する組織、そして仕組みに関しては、重要政策検討会議があるということですが、私は、説明責任の観点からも、阿古市長の8年間、行財政対策への取組は不十分であったと思っております。市民の福祉を増進させるために、重要施策検討会議の内容を令和2年度から公表していただくことを強く要望いたします。

次に、組織体制について伺いたいと思います。阿古市長の就任当初の発言に、行財政改革を進める細目の1つに市役所職員の適材適所の配置というものがございました。ところが、ここ数年の職員一覧表を見ると、多くの職員が兼務をしてきました。コロナ禍当初の臨時的な対策であれば理解もできるんですが、複数年にわたってとなると、市役所職員の適材適所の配置ができているのか心配になります。同じフロアの課と兼務であれば、円滑に業務を切り替えられるのかもしれませんが、庁舎の2階と4階、もしくは出先機関との兼務などは、職員の負担と時間的ロスが非常に大きいと考えます。人事配置における兼務の考え方について伺わせてください。

川村議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 職員の兼務についての考え方でございますが、原則として兼務は行わないこととしております。しかしながら、専門職などで課を越えて連携する必要がある業務に従事する場合や、公務の運営上、兼務することが望ましい場合に、兼務をしています。また、短時間で膨大な事務を集中して行う必要がある場合、臨時的に他課職員の兼務が必要な場合など、兼務を行っております。

以上です。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 原則として兼務を行わないと聞き、安心しました。各課における業務量を把握し、今後も

適材適所の配置に努めていただきたいと思います。

次に、葛城市の内部統制について伺います。昨日、谷原議員からも同様の質問があったと思いますが、内部統制における市の考え方とこれまでの取組を教えてください。

川村議長 林本総務部長。

林本総務部長 本市における内部統制の考え方でございますが、地方自治法第150条第2項の規定に基づきます内部統制の方針の策定、体制の整備につきましては、努力義務とされていることから、先進団体の取組を研究し、引き続き内部統制制度の導入についての時期、内容については検討してまいります。しかしながら、全庁的な内部統制の強化を図るため、様々な取組について実施しているところでございます。一例で申し上げますと、入札契約事務における内部統制の強化ということで、具体的には契約管理シートの導入による契約事務の適切な進捗管理とチェック体制の強化、また、定例の部内会議、課内会議による組織内の連携強化を図り、問題点の早期発見、早期解決を促し、リスクマネジメントにつきましても強化しているところでございます。さらには、職員全員がコンプライアンス研修を受講し、また、業務に対する認識不足などを防止するため、マニュアルや手引を職員目線で分かりやすいように改正するなど、職員一人一人が正しいルールに従って業務が遂行できる職場環境づくりにも取り組んでいるところでございます。

なお、監査委員による監査におきましては、令和2年度から内部統制も包含した監査基準に依拠した監査を実施していただいております。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 これは努力義務ではございますが、導入についての時期、内容を検討しているとの答弁でございました。よい仕組みになることを期待しています。また、これまでの取組で、職員全員がコンプライアンス研修を受講し、職員一人一人が正しいルールに従って業務が遂行できる職場環境づくりにも取り組んでいるとのことでした。私は組織風土をよくするすばらしい取組であると思うのですが、反面、この取組が本当に職員に浸透しているのか不安を感じる出来事もございました。

それは、昨年の12月議会、厚生文教常任委員会で水道水に関する調査案件の調査が行われていたときです。杉本副議長の一般質問によって、トリクロロ酢酸の水質検査結果が、複数回、基準値を超過していたことが明らかになりました。その後に開かれた委員会でも調査案件となり、各委員から質疑があったわけですが、その際、担当課から市長に報告が上がっていなかったことが判明いたしました。当時の状況を伺わせてください。

川村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑でございます。よろしくお願いいたします。

トリクロロ酢酸の水質検査結果におきまして、令和元年度から令和5年度までの間に5回基準値を超過いたしておりました。トリクロロ酢酸の基準値は、生涯にわたり連続的な摂取をしても、人の健康に影響が生じない水準を基とし、安全性を十分考慮して設定されており、基準値を超えたことにより、即座に健康に影響を与えるものではありません。基準値の超過を確認したいずれの場合も直ちに原因の究明を行い、所要の低減化対策を実施いたしまし

た。その後、直ちに再検査を行い、基準値以下であることを確認をいたしました。しかしながら、令和5年度を除き、令和元年度から令和4年度までの間の4回の基準値の超過につきまして、上下水道事業管理者である市長への報告は漏れておりました。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 今答弁にあったように、令和元年度から4年間の令和4年度までの間、5回基準値をオーバーし、その間、市長への報告は漏れていたという答弁でございました。このような重大な報告が複数年にわたって漏れ、議会への説明もなかったことを遺憾に思います。

では、現在の水質検査結果について、市長への報告体制はどうなっているのか。確実に市長に報告を行うための再発防止策は取っているのか聞かせてください。

川村議長 井邑上下水道部長。

井邑上下水道部長 現在、トリクロロ酢酸につきましては、週に1回の頻度で水質検査を行っております。その全ての水質検査結果について、上下水道事業管理者への報告が遅滞なくかつ確実に出来るよう、水道課職員と同じタイミングで確認が可能である並列の電子決裁にて、上下水道事業管理者には承認をいただいております。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 通常時であっても、これは私は問題だと思うんですけども、当時は県域水道一体化に参加するか、単独経営を選択するか、当局からの情報を基に議会でも議論を重ねていた時期なんです。トリクロロ酢酸の基準値超過がこれだけの頻度で起こっていた事実、それを知らされないままに、令和4年12月、市長は単独経営の決断をされました。大切な情報が伝わらないような体制は、内部統制が取れているとは言えません。このような体制の中で行う決断は問題がないのか。市長の考えを伺わせてください。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 トリクロロ酢酸の基準値オーバーの連絡がなかったことについては、非常に問題視をしております。ですので、それに対する対応は終わったところでございます。ただ、トリクロロ酢酸のこの基準値オーバーにつきましては、水道法に許される範囲の対応を全て行った上であったということも確認しております。ただ、その情報、発信しなかったこと、それと、2回目の改善した後の情報を数値を公開していたこと。この2点については問題があったという認識をしております。ですので、その部分についても解決をしております。今事象が広域水道一体化の参加、不参加の判断基準の1つになるというような要因ではなかったと判断をしております。

以上でございます。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 部長も先ほどトリクロロ酢酸自体の基準値、これは直ちに健康被害を及ぼすものではないと。市長からもその後のことに対して対応はしっかりできていると、こういった答弁がございました。そのことに対しては、私はそれで仕方がないかなというふうに思います。

ただ、当時、昨年12月の厚生文教常任委員会、その中で起こった出来事、これに関しては、今思い返しても私はとても違和感が残っているんですよ。これは議事録を確認すれば分かり

ますが、確かに当時の担当課長は、異常値の時点で市長に報告している、こう発言されました。この発言は、今も議事録に削除されずに残っています。ところが、市長が後ろを向いて、何らかの言葉をかけた途端、委員会は答弁調整のために中断し、再開後、部長から発言の撤回がありました。これも当時の録画配信がまだ残っておりますので、視聴されれば確認できます。本来であれば、発言を誤った担当課長が、取消しや議事録の削除を求めるのが自然です。その発言者が口をつぐんでしまったことは、現場にいた個人的感想としては、圧力がかかったようにも見えました。現在、テレビや新聞などでは、兵庫県知事の報道が連日されております。報道されているようなパワハラらしき振る舞い、例えば、市長が感情のままに机をたたいたり、職員に物を投げつけたりするような行為など、葛城市ではないと信じております。ただ、あの場面を見る限り、これはあくまでも私見ではございますが、市長の顔色を見ながら、職員が忖度する可能性を感じました。上司の顔色をうかがいながらする仕事など、よい仕事にはなりません。職員は上司ではなく、市民のために仕事をしなければなりません。トップの務めとして、風通しのよい組織風土をつくることは重要です。それができれば、組織全体のパフォーマンスも上がります。逆に、組織風土が悪ければ、いかなる仕組みや規則をつくろうとも、都合の悪い情報は遮断され、隠蔽や改ざんなどが起こり得ます。そして、組織風土はリーダーやリーダーの態度や考え方にも影響されます。この件において、市長まで情報が上がっていなかったのであれば、私は、組織風土に問題がないのかまで見直す必要があると考えています。健全な組織ほど自由に発言をしやすく、縦横のコミュニケーションも円滑になります。正確な情報が上がってこなければ、重要な決断をすることはできません。内部統制の仕組みとともに、葛城市役所をどのような組織風土にしたいのか。市長を含む幹部で話し合われることを提言いたします。

次に、市が補助金を出している２つの団体、葛城市社会福祉協議会と葛城市観光協会について質問をいたします。

まず、葛城市社会福祉協議会の会長は誰か、その経緯について……。

(発言する者あり)

川村議長 質問があれば反問権を使えます。どこですか。

(発言する者あり)

梨本議員 時計止めていますか。反問というのは、私の質問に対して、それが理解できないことに対して……。

川村議長 暫時休憩します。

休 憩 午後２時３３分

再 開 午後２時３５分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

梨本議員の質問からお願いします。

梨本議員。

梨本議員 では、続けてまいります。

次に、市が補助金を出している２つの団体、葛城市社会福祉協議会と葛城市観光協会に

ついて質問をいたします。

まず、葛城市社会福祉協議会の会長は誰でしょうか。その選任経緯なども教えていただければと思います。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、葛城市社会福祉協議会の会長は阿古和彦氏でございます。社会福祉協議会の会長は、社会福祉法人葛城市社会福祉協議会定款19条の2に、会長、副会長及び常務理事は理事会の決議によって理事の中から選定すると規定されており、理事会で選出されております。お願いします。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 では次に、葛城市観光協会の会長が誰か、その経緯も教えてください。

川村議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。よろしくお願いいたします。

観光協会の会長は阿古和彦氏です。観光協会の会長は、葛城市観光協会会則第6条第1項で、会長、副会長、会計、監事は理事会において推挙し、総会において選出するとなっております。観光協会の中で選出されております。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 ほかの団体においては、規約により、会長は市長をもって充てる、こういったものもあるわけですよ。ただ、社協においては、理事会の決議により選出、観光協会においては、理事会で推挙し、総会で選出するとのことでした。つまり、この2つの団体は、市長が会長に就くという規定はなく、理事会や総会で選ばれば誰でも会長になれるわけでございます。ただし、このような団体では会長選挙が行われることは非常にまれです。特に頭に葛城市の名がつく団体において、市長が会長を兼任している場合、会長自らが辞職の意向を示さない限り、別の理事が会長に選任、推挙されることは常識的にはあり得ません。では、市長が補助金交付団体のそれぞれの会長になることについて、法的にも問題がないのか、それぞれ伺わせてください。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 まず、社会福祉協議会につきましては、地方自治法第142条に、普通地方公共団体の長の兼職について規定されておりますが、葛城市社会福祉協議会については、兼職禁止の除外規定に該当いたしますので、特に問題はございません。

なお、県下12市においては、6つの市が市長と会長を兼ねており、県の社会福祉協議会においても知事が兼務しておられます。お願いします。

川村議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 観光協会についてでございます。市の顧問弁護士からは、葛城市政治倫理条例第2条第2項第5号において、市から活動及び運営に対する補助または助成等を受けている各団体の長に就任しないこと。ただし、市長等は除くと明記されており、政治倫理に違反はしていないことの回答をいただいております。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 両団体とも、法的には問題がないとのことでした。社協に関しては、県下12市中6つの市で市長が兼務しているとの説明もございましたが、それぞれの市によって抱える事情は違うと私は考えています。特にこれらの団体は、葛城市の内部統制の枠外にある以上、契約事務等が適切に行われているかについて、私は気になっております。そこで、それぞれの団体における入札、契約について伺いたいと思います。

まず、社会福祉協議会における入札、契約などのチェック機能がどうなっているのか聞かせてください。

川村議長 中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長 社会福祉協議会につきましては、入札、契約等については、平成29年に社会福祉法人における入札、契約等の取扱いについての国からの通知に基づきまして、適宜会長の決裁をいただきながら、適切に対応していると聞いております。また、各年度における事業報告及び決算につきましては、監事の監査を受けた上で、理事会で承認をいただいております。お願いいたします。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 社協において入札、契約等については、国からの通知に基づき、適宜会長の決裁をもらいながら適切に対応しているところとのことでした。社協については、事務局が市の担当課とは別にございますので、そう聞いているとしか答弁できないのは仕方がないと思います。事業報告及び決算については、監事の監査を受けた上で、理事会でも承認いただいているとのことでした。一方の観光協会については、商工観光プロモーション課が事務局となっています。では、葛城市観光協会における入札、契約などのチェック機能がどうなっているのか聞かせてください。

川村議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 観光協会につきましては、葛城市観光協会会則第5条において、観光協会の役員として監事2名が置かれており、同会則第8条第7項において、監事は本会の会計を監査すると明記されておりますので、各年度における決算処理後は、事業報告と収支決算書に基づき、通帳や伝票等の関係諸帳簿を監査していただいております。また、令和6年7月18日には、地方自治法第199条第5項の規定に基づき、市の監査委員による随時監査を実施していただいております。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 今、部長が答弁ありましたように、9月議会の初日に議員全員に配付され、市のホームページにも掲載されている随時監査報告、これがあるわけですが、この3ページの下段を見ると、葛城市観光協会に対する監査の結果として以下の指摘がされているんです。協会内の意思決定は、下部に協会の名称を記した文書様式で行われているが、会長までの決裁の場合、全ての文書において副会長の押印がなかった。提出された会則、規程類には決裁に係る規定はないが、内部統制の観点からも市に準じた適切な回議順序で決裁を受けるべきである。こう記載されています。つまり、確認された限りでは、決裁に規定はなく、会長である市長の

意思決定だけで観光協会の意思決定がされる可能性があります。社協においても、適宜会長の決裁をもらいながらと、先ほど部長は答弁されました。これが、行政が直接行う事業であれば、市長が決裁をする前に、公平性を担保する何らかの手だてが講じられるはずですが、他団体では機能していないことになります。市長が8年前に出された選挙の証紙ビラには、私利私欲なく働きます。その下には口利き政治、利権政治を排除しますと書いてございます。この文言に私は強く共感いたしました。当然、仕組みから見直されるものと大きく期待もいたしました。今、国の政権与党の裏金問題を見ても分かるように、利権構造というのは抜け道が幾つもございます。例えば、通常では市が契約しない、できない業者であっても、別団体であれば契約を交わすことが可能になるかもしれません。市長として補助金を交付し、それぞれの団体の長も兼ねている立場として、どのような点に留意して努められているのか、考えを伺わせてください。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 補助金につきましては、適正な金額を精査し、議会でもご議論いただき、交付しているところです。また、その補助金の執行については、状況の報告を受けながら注視しております。さっきの答弁にありましたように、計画執行や予算執行につきましても、それぞれの団体のルールに従って行っていると確認しております。

以上でございます。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 今、市長から答弁をいただきましたが、私は、自ら関与することには特に気をつける必要があり、利権の可能性に気づき、改革し、排除しなければならないと考えています。

例えば、葛城市社会福祉協議会の事業の1つに、福祉施設協働事業（世代間交流会）というものがございます。社協のホームページで確認すると、令和4年度事業報告には、浄正院保育園、はじかみ保育園、磐城第1保育所の園児、延べ88名が計3回、デイサービスぐりーん、憩い空間ともデイサービスセンター、葛城市社会福祉協議会指定地域密着型通所介護事業所の利用者と楽しい時間を過ごしました。こう記載されています。そして、令和5年度事業報告には、はじかみ保育園、磐城第1保育所、それから華表保育園の園児、延べ95名が計3回、ウォームヴィラ新庄園、憩い空間ともデイサービスセンター、葛城市社会福祉協議会指定地域密着型通所介護事業所の利用者と楽しい時間を過ごしました。こう記載されています。ここに2年続けて出てくる憩い空間ともデイサービスセンターという事業所は、奈良県のホームページで確認すると、株式会社WHSが運営しており、代表取締役は阿古和彦氏の名前が記載されています。つまり、市長の関与する、市長が代表取締役を務める会社が、社協の事業に関与していることが分かります。そして、社協内に事務局のある葛城市共同募金委員会は、社協と同じく、阿古市長が会長を務めておられます。その共同募金委員会の収支決算書を見ると、歳末たすけあい募金の全額が、先ほどの各福祉施設協働事業（世代間交流会）の費用、そして、広報誌発行費用として社協に配分されているんです。つまり、市長が代表取締役を務める会社に、市長が会長である社協から事業が委託されており、そして市長が会長を務める共同募金委員会から費用が配分されている。こういう構図になるわけ

です。これは別団体を経由しているため、このことがすぐに政治倫理や法的に問題があるのか、私には分かりません。しかし、同一人物が社会福祉協議会、共同募金委員会の会長を務めながら、通所介護の営利法人代表取締役も務め、そこに事業を依頼するとなると、利権や様々な付度が起きる可能性がございます。これは、私は不正をしない、していない、そんな問題ではありません。利権や様々な付度が起きる。全てのトップを同一人物が務めれば、利権政治の可能性が生じるという構造上の問題です。チェック機能として、各団体の監事による監査を受けていても、それぞれの監査人が仮に同一人物であって、それは団体内の仕組みや社内規定などが適切に実施されているかを確認するものであり、規定がなければ、他団体との関係にまで言及できるものではありません。市長が議会で発言される際、葛城市長の立場で出席しているのであり、他団体の会長としては発言できない、こうおっしゃるのと同じ状況になります。

また、さきの答弁で、県内では葛城市を含む6つの市で、市長が社協の会長を兼務していると、こういう説明がございましたが、他の5人、葛城市を除く他の5人の市長の中に、介護サービスの経営者は、私が調べる限りおられませんでした。当然それぞれの団体、法人の長が誰か、市長ご自身は自覚しておられるはずですが、にもかかわらず、利権構造を生む可能性を8年間も放置してきたことは、私は道義的に大きな問題があると考えています。もしこの構造に気づきながら放置していたのであれば、利権政治からの脱却はどこへ行ったのでしょうか。市長が社協や観光協会の会長を兼任することについては、議会においても複数の議員から弊害があるんじゃないかと、度重なる提言がございました。市からの補助金が入っていても、別団体には議会の監視機能が及ばないため、市長が自由に差配できる別の財布にならないか。こう心配する市民の方もいらっしゃると思います。今回の私の指摘も、阿古市長が社協の会長職から離れている、もしくは法人の代表を外れていれば、問題がなかったように思います。つまり、阿古市政下においては、議員からの指摘や市政検討委員会に諮るなどの機会があったにもかかわらず、結果として、ご自身が関与されるところは改革されなかったことになってしまいます。私はこの点が残念でならないと振り返っても感じております。

葛城市の政治倫理条例には、第2条、市長等及び議員は市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならない。こう書かれています。客観的な判断を仰ぐため、政治倫理審査会で調査してもらうという方法もございます。行政改革や行財政改革、内部統制を充実させ、葛城市から徹底して利権構造を排除することを要望し、私の質問を終わります。

川村議長 阿古市長。

阿古市長 非常に誤解を招くようなご意見がありましたので、今、最終的に確認はしないといけないんですけども、私は確かに社会福祉法人の会長をしております。それと、先ほど指摘されましたWHSという福祉事業もやっております。その中で、世代間交流事業ですか、おっしゃったのは、それを受けているということ自体は、私は存じ上げませんでしたが、それに付きましては、報酬は発生していないという理解をしております。ですので、私自身がそのことについて関与しているということは全くないし、利益そのものは全く発生していないこ

とであるということは誤解を招かないようにお願いを申し上げます。私利私欲なく働いておりますので、潔白でございますので、誤解を招くような表現は差し控えていただきたいと思います。

以上でございます。

川村議長 梨本議員。

梨本議員 ちゃんと伝わってないようなので、再度ご説明させていただきますが、私は利権構造が生まれるような土壌があるでしょうということをお伝えしています。ですので、WHSがこれで利権を得ているなんてことは一言も申し上げておりません。ですから、社会福祉協議会の会長、共同募金委員会の会長、そしてそこにもし事業に関与しているような法人の代表を市長が務められているのであれば、これは利権の構図が生まれる可能性がありますよということ指摘をしております。それに対して、何か今、市長のほうは、私はそれは問題ないということをおっしゃいましたが、兵庫県知事のパワハラに対する内部告発でも指摘されていますが、市長が関与する事象で、問題があるかないかについて、ご自身が問題ない、断言したり、内部調査で片づけるのは私は適切ではないと思います。問題がないことを確認するのであれば、指摘されている当事者が関与できない第三者によって客観的に調査してもらうのがよいと提言し、私の質問を終結いたします。

川村議長 梨本洪瑠議員の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は9月24日午前10時から再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

なお、明日6日から20日までの間、各常任委員会、予算特別委員会、議会改革特別委員会、決算特別委員会がそれぞれ開催されますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後2時58分